



(共同住宅等)



設計住宅性能評価書

この評価書は「住宅の品質確保の促進等に関する法律」第5条第1項に基づいています。

下記の住宅に関して、評価方法基準(平成13年8月14日国土交通省告示第1347号(最終改正 令和6年10月25日国土交通省告示 第1236号))に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。

なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。

住 宅 の 名 称 西加平28共同住宅 新築工事 101号室

住 宅 の 所 在 地 東京都足立区西加平2丁目10番18

住宅の基本項目 地上： 3 階建 地下： 0 階建
建築面積： 59.59 m²
延べ面積： 173.67 m²
木造

評価書交付年月日 2024年12月11日

評価書交付番号 106-02-2024-1-2-00770

評価書交付機関 登録住宅性能評価機関(国土交通大臣第41号)
株式会社確認検査機構
代表取締役 廣田 宜史



評 価 員 徳永 圭

株式会社確認検査機構トラスト

申請者等の概要

【1. 申請者】

【氏名又は名称】 株式会社小野建設 代表取締役 小野太朗
【郵便番号】 180-0004
【住所】 東京都武蔵野市吉祥寺本町3-23-3
【電話番号】 0422-55-6611

【2. 代理者】

【氏名又は名称】 (有)萩原建築設計事務所 萩原 和夫
【郵便番号】 180-0006
【住所】 東京都武蔵野市中町3-4-4-205
【電話番号】 0422-37-9876

【3. 建築主】

【氏名又は名称】 株式会社小野建設 代表取締役 小野太朗
【郵便番号】 180-0004
【住所】 東京都武蔵野市吉祥寺本町3-23-3
【電話番号】 0422-55-6611

【4. 設計者】

【資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録 288385 号
【氏名】 久保達彦
【建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 10616 号
(株)小野建設一級建築士事務所
【郵便番号】 180-0004
【所在地】 東京都武蔵野市吉祥寺本町3-23-3
【電話番号】 0422-55-6611

事 項	内 容
住宅の階数	地上[3 階] 地下[0 階]
住宅の面積	建築面積[59.59 m ²] 延べ面積[173.67 m ²]
住宅の構造	木造

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第一条第八号に基づき住宅の性能に関し日本住宅性能表示基準に従って表示すべき事項ごとの住宅性能評価の実施の有無を下記の通り明示する。

実施	評価事項	実施	評価事項
☒	1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)	☒	5-1 断熱等性能等級
☒	1-2 耐震等級(構造躯体の損傷防止)	☒	5-2 一次エネルギー消費量等級
☒	1-3 その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	☐	6-1 ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)
☐	1-4 耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	☐	6-2 換気対策
☐	1-5 耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	☐	6-3 室内空気中の化学物質の濃度等
☒	1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	☐	7-1 単純開口率
☒	1-7 基礎の構造方法及び形式等	☐	7-2 方位別開口比
☐	2-1 感知警報装置設置等級(自住戸火災時)	☐	8-1 重量床衝撃音対策
☐	2-2 感知警報装置設置等級(他住戸等火災時)	☐	8-2 軽量床衝撃音対策
☐	2-3 避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)	☐	8-3 透過損失等級(界壁)
☐	2-4 脱出対策(火災時)	☐	8-4 透過損失等級(外壁開口部)
☐	2-5 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))	☐	9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)
☐	2-6 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))	☐	9-2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)
☐	2-7 耐火等級(界壁及び界床)	☐	10-1 開口部の侵入防止対策
☒	3-1 劣化対策等級(構造躯体等)	☐	
☒	4-1 維持管理対策等級(専用配管)	☐	
☒	4-2 維持管理対策等級(共用配管)	☐	
☒	4-3 更新対策(共用排水管)	☐	
☐	4-4 更新対策(住戸専用部)	☐	

一必須項目(住棟)一

項 目		結 果
実施の有無		
1.構造の安定に関する こと	☒ 1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等 防止)	地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ ③ 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度 ② 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度 1 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)に対して倒壊、崩壊等しない程度
	☐ 評価対象外(免震建築物)	
	☒ 1-3 その他 (地震に対する構造 躯体の倒壊防止及び 損傷防止)	評価対象建築物が免震建築物であるか否か ☐ 免震建築物 ☒ その他
	☒ 1-6 地盤又は杭の許容 支持力等及びその設定 方法	地盤又は杭に見込んでいる常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさと地盤に見込んでいる抵抗し得る力の設定の根拠となった方法 ☐ 地盤の許容応力度[kN/m ²] ☐ 杭の許容支持力[kN/本] ☐ 杭状改良地盤の許容支持力度[kN/m ²] ☒ 杭状改良地盤の許容支持力[38 kN/本] 地盤調査方法等[スウェーデン式サウンディング試験] 地盤改良方法[ビュアパイル工法]
	☒ 1-7 基礎の構造方法 及び形式等	直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長 ☒ 直接基礎 構造方法[鉄筋コンクリート造] 形式[べた基礎等] ☐ 杭基礎 杭種[] 杭径[cm] 杭長[m]
3.劣化の軽減に関する こと	☒ 3-1 劣化対策等級 (構造躯体等)	構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策の程度 ③ 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で3世代(おおむね75～90年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている 2 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で2世代(おおむね50～60年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている 1 建築基準法に定める対策が講じられている
4.維持管理・更新への 配慮に関する こと	☒ 4-2 維持管理対策等級 (共用配管)	共用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度 ③ 清掃、点検及び補修ができる開口が住戸外に設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている 2 配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている ① その他
		☐ 該当なし

-必須項目(住棟)-

101号室

項 目		結 果
実施の有無		
4. 維持管理・更新への配慮に関すること	■ 4-3 更新対策 (共用排水管)	共用排水管の更新を容易とするため必要な対策
		共用排水管の更新を容易とするため必要な対策の程度
		3 配管が共用部分に配置されており、かつ、更新を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
		2 配管が共用部分に設置されている等、更新を行うために基本的な措置が講じられている
	① その他	
□ 該当なし	共用排水立管の位置	共用排水立管が設置されている位置 ☐ 共用廊下に面する共用部分 ☒ 外壁面、吹き抜け等の住戸外周部 ☐ バルコニー ☐ 住戸専用部 ☐ その他 ()

-必須項目(住戸)-

項 目		結 果	
実施の有無			
4. 維持管理・更新への配慮に関すること	■ 4-1 維持管理対策等級 (専用配管)	専用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度	
		3 掃除口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている	
		2 配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている	
		① その他	
5. 温熱環境・エネルギー消費量に関すること	■ 5-1 断熱等性能等級	外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度	
		地域の区分 1 2 3 4 5 ⑥ 7 8]	
		外皮平均熱貫流率 [- W/(m ² ・K)]	
		冷房期の平均日射熱取得率 [-]	
		7 熱損失等のより著しい削減のための対策が講じられている	
		6 熱損失等の著しい削減のための対策が講じられている	
		5 熱損失等のより大きな削減のための対策(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準に相当する程度)が講じられている	
		4 熱損失等の大きな削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度)が講じられている	
		3 熱損失等の一定程度の削減のための対策が講じられている	
		2 熱損失の小さな削減のための対策が講じられている	
		① その他	
		■ 5-2 一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度
			地域の区分 1 2 3 4 5 ⑥ 7 8]
			6 一次エネルギー消費量の著しい削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準(その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第14条第1項の規定により求められたものであるものに限る。)に相当する程度)が講じられている 床面積当たりの設計一次エネルギー消費量 [- MJ/(m ² ・年)]
			5 一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策が講じられている
			4 一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準(その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第5条第1項の規定により求められたものであるものに限る。)に相当する程度)が講じられている
	① その他		

-選択項目(住棟)-

101号室

項 目		結 果	
実施の有無			
1.構造の安定に関する こと	☒ 1-2 耐震等級 (構造躯体の損傷防止) ☐ 評価対象外(免震建築物)	3	地震に対する構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
			稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)の1.5倍の力に対して損傷を生じない程度
			② 稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)の1.25倍の力に対して損傷を生じない程度
	☐ 1-4 耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	1	稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
			暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
			2 極めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるもの)の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度
	☐ 1-5 耐積雪等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止) ☐ 該当区域以外	2	極めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
			1 極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度
			1 極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
2.火災時の安全に関する こと	☐ 2-5 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部)) ☐ 該当なし	3	延焼のおそれのある部分の開口部に係る火災による火災を遮る時間の長さ
			火災を遮る時間が60分相当以上
			2 火災を遮る時間が20分相当以上
	☐ 2-6 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部以外)) ☐ 該当なし	4	延焼のおそれのある部分の外壁等(開口部以外)に係る火災による火災を遮る時間の長さ
			火熱を遮る時間が60分相当以上
			3 火熱を遮る時間が45分相当以上
	☐ 該当なし	2	火熱を遮る時間が20分相当以上
			1 火熱を遮る時間が20分相当以上
			1 その他

-選択項目(住戸)-

項 目		結 果	
実施の有無			
2.火災時の安全に関する こと	☐ 2-1 感知警報装置設置 等級 (自住戸火災時)	4	評価対象住戸において発生した火災の早期の覚知のしやすさ
			評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されている
			3 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
			2 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている。
			1 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての居室で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている。
	☐ 2-2 感知警報装置設置 等級 (他住戸等火災時) ☐ 該当なし	4	評価対象住戸の同一階又は直下の階にある他住戸等において発生した火災の早期の覚知のしやすさ
			他住戸等において発生した火災について、当該他住戸等に火災を自動で感知するための装置が設置され、かつ、評価対象住戸に自動で警報を発するための装置が設置されている
			3 他住戸等において発生した火災について、当該他住戸等に火災を自動で感知するための装置が設置され、かつ、評価対象住戸に手動で警報を発するための装置が設置されている
			2 他住戸等において発生した火災について、評価対象住戸に手動で警報を発するための装置が設置されている
			1 その他

項 目		結 果	
実施の有無			
2.火災時の安全に関すること	☐ 2-3 避難安全対策 (他住戸等火災時・共用廊下)	評価対象住戸の同一階又は直下の階にある他住戸等における火災発生時の避難を容易とするために共用廊下に講じられた対策	
	排煙形式	共用廊下の排煙の形式 ☐ 開放型廊下 ☐ 自然排煙 ☐ 機械排煙(一般) ☐ 機械排煙(加圧式) ☐ その他	
	平面形状	避難に有効な共用廊下の平面形状 ☐ 通常の歩行経路による二以上の方向への避難が可能 ☐ 直通階段との間に他住戸等がない ☐ その他 (結果が「その他」の場合のみ、以下の「耐火等級(避難経路の隔壁の開口部)」の結果を表示する。)	
	耐火等級 (避難経路の隔壁の開口部)	避難経路の隔壁の開口部に係る火災による火炎を遮る時間の長さ 3 火炎を遮る時間が60分相当以上 2 火炎を遮る時間が20分相当以上 1 その他	
	☐ 該当なし		
	☐ 2-4 脱出対策 (火災時) ☐ 該当なし	通常の歩行経路が使用できない場合の緊急的な脱出のための対策 ☐ 直通階段に直接通ずるバルコニー ☐ 隣戸に通ずるバルコニー ☐ 避難器具[] ☐ その他[]	
	☐ 2-7 耐火等級 (界壁及び界床)	住戸間の界壁及び界床に係る火災による火熱を遮る時間の長さ 4 火熱を遮る時間が60分相当以上 3 火熱を遮る時間が45分相当以上 2 火熱を遮る時間が20分相当以上 1 その他	
	☐ 該当なし		
4.維持管理・更新への配慮に関すること	☐ 4-4 更新対策 (住戸専用部)	住戸専用部の間取りの変更を容易とするため必要な対策	
	躯体天井高	住戸専用部の構造躯体等の床版等に挟まれた空間の高さ 躯体天井高(mm以上) 異なる躯体天井高の最も低い部分の部位(異なる躯体天井高が存在する場合は最も低い部分の内法高さを下に併せて表示) ☐ はり ☐ 傾斜屋根 ☐ その他 ☐ 該当なし 異なる躯体天井高の最も低い部分の内法高さ(mm 以上)	
	住戸専用部の構造躯体の壁又は柱の有無	住戸専用部の構造躯体の壁又は柱で間仕切りの変更に障害となるものの有無 ☐ あり (☐ 壁 ☐ 柱) ☐ なし	
	☐ 該当なし		
6.空気環境に関すること	☐ 6-1 ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)	居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等からのホルムアルデヒドの発散量を少なくする対策 ☐ 製材等(丸太及び単層フローリングを含む)を使用する ☐ 特定建材を使用する ☐ その他の建材を使用する (結果が「特定建材を使用する」の場合のみ、以下の「ホルムアルデヒド発散等級」の結果を表示する。)	
	ホルムアルデヒド発散等級	居室の内装の仕上げ材及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等に使用される特定建材からのホルムアルデヒドの発散量の少なさ	
	内 装	天井裏等	
	3	3	ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない (日本産業規格又は日本農林規格の F ☆☆☆☆ 等級相当以上)
	2	2	ホルムアルデヒドの発散量が少ない (日本産業規格又は日本農林規格の F ☆☆☆ 等級相当以上)
	1	—	その他
	☐ 該当なし (内 装)		
	☐ 該当なし (天井裏等)		
	☐ 6-2 換気対策	室内空気中の汚染物質及び湿気を屋外に除去するため必要な換気対策	
	居室の換気対策	住宅の居室全体に必要な換気量が確保できる対策 ☐ 機械換気設備 ☐ その他 []	
	局所換気対策	換気上重要な便所、浴室及び台所の換気のための対策	
	☐ 便所 該当なし	便所: ☐ 機械換気設備 ☐ 換気のできる窓 ☐ なし	
	☐ 浴室 該当なし	浴室: ☐ 機械換気設備 ☐ 換気のできる窓 ☐ なし	
	☐ 台所 該当なし	台所: ☐ 機械換気設備 ☐ 換気のできる窓 ☐ なし	

項 目		結 果		
実施の有無				
7.光・視環境 に関するこ と	☐ 7-1 単純開口率	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の床面積に対する割合 単純開口率:[]		
	☐ 7-2 方位別開口比	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の各方位毎の比率 北:[] 東:[] 南:[] 西:[] 真上:[]		
8.音環境に 関すること	☐ 8-1 重量床衝撃音対策	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)を遮断する対策		
		重量床衝撃音 対策等級	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)を遮断するため 必要な対策の程度	
			上階 下階	
			最高最低 最高最低	
			5 5 5 5	
			特に優れた重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格の L _{ir,H} -50等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている	
			4 4 4 4	
			優れた重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格の L _{ir,H} -55等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている	
			3 3 3 3	
			基本的な重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格の L _{ir,H} -60等級相当以上)を確保するため必要な 対策が講じられている	
			2 2 2 2	
			やや低い重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格の L _{ir,H} -65等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている	
			☐ 該当なし(上階) ☐ 該当なし(下階)	1 1 1 1
			その他	
		相当スラブ厚 (重量床衝撃音)	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)の遮断の程度を コンクリート単板スラブの厚さに換算した場合のその厚さ	
	上階	最高 ☐ 27cm以上 ☐ 20cm以上 ☐ 15cm以上 ☐ 11cm以上 ☐ その他 最低 ☐ 27cm以上 ☐ 20cm以上 ☐ 15cm以上 ☐ 11cm以上 ☐ その他		
	下階	最高 ☐ 27cm以上 ☐ 20cm以上 ☐ 15cm以上 ☐ 11cm以上 ☐ その他 最低 ☐ 27cm以上 ☐ 20cm以上 ☐ 15cm以上 ☐ 11cm以上 ☐ その他		
	☐ 該当なし(上階) ☐ 該当なし(下階)			
☐ 8-2 軽量床衝撃音対策	居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)を遮断する対策			
	軽量床衝撃音 対策等級	居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)を遮断するため必要な対策 の程度		
		上階 下階		
		最高最低 最高最低		
		5 5 5 5		
		特に優れた軽量衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格の L _{ir,L} -45等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている		
		4 4 4 4		
		優れた軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格の L _{ir,L} -50等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている		
		3 3 3 3		
		基本的な軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格の L _{ir,L} -55等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている		
		2 2 2 2		
	やや低い軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格の L _{ir,L} -60等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている			
	☐ 該当なし(上階) ☐ 該当なし(下階)	1 1 1 1		
	その他			
	軽量床衝撃音 レベル低減量 (床仕上げ構造)	居室に係る上下階との界床の仕上げ構造に関する軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)の低減 の程度		
	上階	最高 ☐ 30dB以上 ☐ 25dB以上 ☐ 20dB以上 ☐ 15dB以上 ☐ その他 最低 ☐ 30dB以上 ☐ 25dB以上 ☐ 20dB以上 ☐ 15dB以上 ☐ その他		
	下階	最高 ☐ 30dB以上 ☐ 25dB以上 ☐ 20dB以上 ☐ 15dB以上 ☐ その他 最低 ☐ 30dB以上 ☐ 25dB以上 ☐ 20dB以上 ☐ 15dB以上 ☐ その他		
	☐ 該当なし(上階) ☐ 該当なし(下階)			
☐ 8-3 透過損失等級 (界壁)	居室の界壁に係る構造に関する空気伝搬音の遮断の程度			
	4	特に優れた空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本産業規格のR _r -55等級相当以上)が確 保されている程度		
	3	優れた空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本産業規格のR _r -50等級相当以上)が確保さ れている程度		
	2	基本的な空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本産業規格のR _r -45等級相当以上)が確保 されている程度		
	1	建築基準法に定める空気伝搬音の遮断の程度が確保されている程度		
	☐ 該当なし			
☐ 8-4 透過損失等級 (外壁開口部)	居室の外壁に設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝搬音の遮断の程度			
	北 東 南 西			
	3 3 3 3	特に優れた空気伝搬音の遮断性能(日本産業規格のR _m (1/3)-25等級相当以上)が確 保されている程度		
	2 2 2 2	優れた空気伝搬音の遮断性能(日本産業規格のR _m (1/3)-20等級相当以上)が確 保されている程度		
	1 1 1 1	その他		
	☐ 北 該当なし ☐ 東 該当なし ☐ 南 該当なし ☐ 西 該当なし			

項 目		結 果		
実施の有無				
9.高齢者等への配慮に関すること	☐ 9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)	住戸内における高齢者等への配慮のため必要な対策の程度		
		5	高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられている	
		4	高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられている	
		3	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている	
		2	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている	
	☐ 9-2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)	共同住宅等の主に建物出入口から住戸の玄関までの間における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度		
		5	高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに特に配慮した措置が講じられている	
		4	高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに配慮した措置が講じられている	
		3	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで到達するための基本的な措置が講じられている	
		2	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている	
☐ 該当なし	1	建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている		
10.防犯に関すること	☐ 10-1 開口部の侵入防止対策	通常想定される侵入行為による外部からの侵入を防止するための対策		
		評価対象開口部の区分		
		建物出入口の存する階の住戸 [階] *	a 住戸の出入口	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
			b 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの(aに該当するものを除く。)	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
			c a及びbに掲げるもの以外のもの	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
		☐ 該当なし	a 住戸の出入口	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
			b (i) 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、共用廊下又は共用階段から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、共用廊下又は共用階段から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの(aに該当するものを除く。)	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
			b (ii) 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの(a又はb(i)に該当するものを除く。)	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
			c a及びbに掲げるもの以外のもの	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし

* 1つの階ごとに1つ欄を使用し、メゾネット等で1住戸に2以上の階がある場合には、階の数だけ各欄を連結して使用する



(共同住宅等)

設計住宅性能評価書

この評価書は「住宅の品質確保の促進等に関する法律」第5条第1項に基づいています。

下記の住宅に関して、評価方法基準(平成13年8月14日国土交通省告示第1347号(最終改正 令和6年10月25日国土交通省告示 第1236号))に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。

なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。

住宅の名称 西加平28共同住宅 新築工事 102号室

住宅の所在地 東京都足立区西加平2丁目10番18

住宅の基本項目 地上: 3階建 地下: 0階建
建築面積: 59.59 m²
延べ面積: 173.67 m²
木造

評価書交付年月日 2024年12月11日

評価書交付番号 106-02-2024-1-2-00771

評価書交付機関 登録住宅性能評価機関(国土交通大臣第41号)
株式会社確認検査機構
代表取締役 廣田 宜史



評価員 徳永 圭

株式会社確認検査機構トラスト

申請者等の概要

【1. 申請者】

【氏名又は名称】 株式会社小野建設 代表取締役 小野太朗
【郵便番号】 180-0004
【住所】 東京都武蔵野市吉祥寺本町3-23-3
【電話番号】 0422-55-6611

【2. 代理者】

【氏名又は名称】 (有)萩原建築設計事務所 萩原 和夫
【郵便番号】 180-0006
【住所】 東京都武蔵野市中町3-4-4-205
【電話番号】 0422-37-9876

【3. 建築主】

【氏名又は名称】 株式会社小野建設 代表取締役 小野太朗
【郵便番号】 180-0004
【住所】 東京都武蔵野市吉祥寺本町3-23-3
【電話番号】 0422-55-6611

【4. 設計者】

【資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録 288385 号
【氏名】 久保達彦
【建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 10616 号
(株)小野建設一級建築士事務所
【郵便番号】 180-0004
【所在地】 東京都武蔵野市吉祥寺本町3-23-3
【電話番号】 0422-55-6611

事 項	内 容
住宅の階数	地上[3 階] 地下[0 階]
住宅の面積	建築面積[59.59 m ²] 延べ面積[173.67 m ²]
住宅の構造	木造

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第一条第八号に基づき住宅の性能に関し日本住宅性能表示基準に従って表示すべき事項ごとの住宅性能評価の実施の有無を下記の通り明示する。

実施	評価事項	実施	評価事項
☒	1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)	☒	5-1 断熱等性能等級
☒	1-2 耐震等級(構造躯体の損傷防止)	☒	5-2 一次エネルギー消費量等級
☒	1-3 その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	☐	6-1 ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)
☐	1-4 耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	☐	6-2 換気対策
☐	1-5 耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	☐	6-3 室内空気中の化学物質の濃度等
☒	1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	☐	7-1 単純開口率
☒	1-7 基礎の構造方法及び形式等	☐	7-2 方位別開口比
☐	2-1 感知警報装置設置等級(自住戸火災時)	☐	8-1 重量床衝撃音対策
☐	2-2 感知警報装置設置等級(他住戸等火災時)	☐	8-2 軽量床衝撃音対策
☐	2-3 避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)	☐	8-3 透過損失等級(界壁)
☐	2-4 脱出対策(火災時)	☐	8-4 透過損失等級(外壁開口部)
☐	2-5 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))	☐	9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)
☐	2-6 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))	☐	9-2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)
☐	2-7 耐火等級(界壁及び界床)	☐	10-1 開口部の侵入防止対策
☒	3-1 劣化対策等級(構造躯体等)	☐	
☒	4-1 維持管理対策等級(専用配管)	☐	
☒	4-2 維持管理対策等級(共用配管)	☐	
☒	4-3 更新対策(共用排水管)	☐	
☐	4-4 更新対策(住戸専用部)	☐	

一必須項目(住棟)一

項 目		結 果
実施の有無		
1.構造の安定に関する こと	☒ 1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等 防止)	地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ ③ 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度 ② 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度 1 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)に対して倒壊、崩壊等しない程度
	☐ 評価対象外(免震建築物)	
	☒ 1-3 その他 (地震に対する構造 躯体の倒壊防止及び 損傷防止)	評価対象建築物が免震建築物であるか否か ☐ 免震建築物 ☒ その他
	☒ 1-6 地盤又は杭の許容 支持力等及びその設定 方法	地盤又は杭に見込んでいる常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んでいる抵抗し得る力の設定の根拠となった方法 ☐ 地盤の許容応力度[kN/m ²] ☐ 杭の許容支持力[kN/本] ☐ 杭状改良地盤の許容支持力度[kN/m ²] ☒ 杭状改良地盤の許容支持力[38 kN/本] 地盤調査方法等[スウェーデン式サウンディング試験] 地盤改良方法[ビュアパイル工法]
	☒ 1-7 基礎の構造方法 及び形式等	直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長 ☒ 直接基礎 構造方法[鉄筋コンクリート造] 形式[ベタ基礎等] ☐ 杭基礎 杭種[] 杭径[cm] 杭長[m]
3.劣化の軽減に関する こと	☒ 3-1 劣化対策等級 (構造躯体等)	構造躯体等を使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策の程度 ③ 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で3世代(おおむね75～90年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている 2 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で2世代(おおむね50～60年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている 1 建築基準法に定める対策が講じられている
4.維持管理・更新への 配慮に関する こと	☒ 4-2 維持管理対策等級 (共用配管) ☐ 該当なし	共用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度 3 清掃、点検及び補修ができる開口が住戸外に設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている 2 配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている ① その他

-必須項目(住棟)-

102号室

項 目		結 果
実施の有無		
4. 維持管理・更新への配慮に関すること	■ 4-3 更新対策 (共用排水管)	共用排水管の更新を容易とするため必要な対策
		共用排水管の更新を容易とするため必要な対策の程度
		3 配管が共用部分に配置されており、かつ、更新を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
		2 配管が共用部分に設置されている等、更新を行うために基本的な措置が講じられている
	□ 該当なし	① その他
	共用排水立管の位置	共用排水立管が設置されている位置
		☐ 共用廊下に面する共用部分 ☒ 外壁面、吹き抜け等の住戸外周部 ☐ バルコニー ☐ 住戸専用部 ☐ その他 ()

-必須項目(住戸)-

項 目		結 果
実施の有無		
4. 維持管理・更新への配慮に関すること	■ 4-1 維持管理対策等級 (専用配管)	専用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度
		3 掃除口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
		2 配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている
		① その他
5. 温熱環境・エネルギー消費量に関すること	■ 5-1 断熱等性能等級	外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度
		地域の区分 1 2 3 4 5 ⑥ 7 8]
		外皮平均熱貫流率 [- W/(m ² ・K)]
		冷房期の平均日射熱取得率 [-]
		7 熱損失等のより著しい削減のための対策が講じられている
		6 熱損失等の著しい削減のための対策が講じられている
		5 熱損失等のより大きな削減のための対策(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準に相当する程度)が講じられている
		4 熱損失等の大きな削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度)が講じられている
		3 熱損失等の一定程度の削減のための対策が講じられている
		2 熱損失の小さな削減のための対策が講じられている
	① その他	
	■ 5-2 一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度
		地域の区分 1 2 3 4 5 ⑥ 7 8]
		6 一次エネルギー消費量の著しい削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準(その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第14条第1項の規定により求められたものであるものに限る。)に相当する程度)が講じられている 床面積当たりの設計一次エネルギー消費量 [- MJ/(m ² ・年)]
		5 一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策が講じられている
		4 一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準(その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第5条第1項の規定により求められたものであるものに限る。)に相当する程度)が講じられている
		① その他

-選択項目(住棟)-

102号室

項 目		結 果
実施の有無		
1.構造の安定に関する こと	■ 1-2 耐震等級 (構造躯体の損傷防止)	地震に対する構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
		3 稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)の1.5倍の力に対して損傷を生じない程度
		② 稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)の1.25倍の力に対して損傷を生じない程度
	□ 評価対象外(免震建築物)	1 稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
	□ 1-4 耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
		2 極めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるもの)の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度
		1 極めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
	□ 1-5 耐積雪等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	屋根の積雪に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
		2 極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度
		1 極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
2.火災時の安全に関する こと	□ 2-5 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部))	延焼のおそれのある部分の開口部に係る火災による火災を遮る時間の長さ
		3 火災を遮る時間が60分相当以上
		2 火災を遮る時間が20分相当以上
	□ 該当なし	1 その他
	□ 2-6 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部以外))	延焼のおそれのある部分の外壁等(開口部以外)に係る火災による火災を遮る時間の長さ
		4 火災を遮る時間が60分相当以上
		3 火災を遮る時間が45分相当以上
	□ 該当なし	2 火災を遮る時間が20分相当以上
		1 その他

-選択項目(住戸)-

項 目		結 果
実施の有無		
2.火災時の安全に関する こと	□ 2-1 感知警報装置設置 等級 (住戸火災時)	評価対象住戸において発生した火災の早期の覚知のしやすさ
		4 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されている
		3 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
		2 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている。
		1 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての居室で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている。
	□ 2-2 感知警報装置設置 等級 (他住戸等火災時)	評価対象住戸の同一階又は直下の階にある他住戸等において発生した火災の早期の覚知のしやすさ
		4 他住戸等において発生した火災について、当該他住戸等に火災を自動で感知するための装置が設置され、かつ、評価対象住戸に自動で警報を発するための装置が設置されている
		3 他住戸等において発生した火災について、当該他住戸等に火災を自動で感知するための装置が設置され、かつ、評価対象住戸に手動で警報を発するための装置が設置されている
		2 他住戸等において発生した火災について、評価対象住戸に手動で警報を発するための装置が設置されている
		1 その他
	□ 該当なし	

項 目		結 果			
実施の有無					
2.火災時の安全に関すること	☐ 2-3 避難安全対策 (他住戸等火災時・共用廊下)	避難形式	評価対象住戸の同一階又は直下の階にある他住戸等における火災発生時の避難を容易とするために共用廊下に講じられた対策 共用廊下の排煙の形式 ☐ 開放型廊下 ☐ 自然排煙 ☐ 機械排煙(一般) ☐ 機械排煙(加圧式) ☐ その他		
		平面形状	避難に有効な共用廊下の平面形状 ☐ 通常の歩行経路による二以上の方向への避難が可能 ☐ 直通階段との間に他住戸等がない ☐ その他 (結果が「その他」の場合のみ、以下の「耐火等級(避難経路の隔壁の開口部)」の結果を表示する。)		
		耐火等級 (避難経路の隔壁の開口部)	避難経路の隔壁の開口部に係る火災による火炎を遮る時間の長さ		
			☐ 該当なし 3 火炎を遮る時間が60分相当以上 2 火炎を遮る時間が20分相当以上 1 その他		
	☐ 2-4 脱出対策 (火災時) ☐ 該当なし	通常の歩行経路が使用できない場合の緊急的な脱出のための対策 ☐ 直通階段に直接通ずるバルコニー ☐ 隣戸に通ずるバルコニー ☐ 避難器具[] ☐ その他[]			
		☐ 2-7 耐火等級 (界壁及び界床) ☐ 該当なし	住戸間の界壁及び界床に係る火災による火熱を遮る時間の長さ 4 火熱を遮る時間が60分相当以上 3 火熱を遮る時間が45分相当以上 2 火熱を遮る時間が20分相当以上 1 その他		
	4.維持管理・更新への配慮に関すること	☐ 4-4 更新対策 (住戸専用部)	住戸専用部の間取りの変更を容易とするため必要な対策		
躯体天井高 ☐ 該当なし			住戸専用部の構造躯体等の床版等に挟まれた空間の高さ 躯体天井高(mm以上) 異なる躯体天井高の最も低い部分の部位(異なる躯体天井高が存在する場合は最も低い部分の内法高さを下に併せて表示) ☐ はり ☐ 傾斜屋根 ☐ その他 ☐ 該当なし 異なる躯体天井高の最も低い部分の内法高さ(mm 以上)		
			住戸専用部の構造躯体の壁又は柱の有無 ☐ 該当なし	住戸専用部の構造躯体の壁又は柱で間仕切りの変更の障害となるものの有無 ☐ あり (☐ 壁 ☐ 柱) ☐ なし	
6.空気環境に関すること	☐ 6-1 ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)	ホルムアルデヒド発散等級	居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等からのホルムアルデヒドの発散量を少なくする対策 ☐ 製材等(丸太及び単層フローリングを含む)を使用する ☐ 特定建材を使用する ☐ その他の建材を使用する (結果が「特定建材を使用する」の場合のみ、以下の「ホルムアルデヒド発散等級」の結果を表示する。)		
			居室の内装の仕上げ材及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等に使用される特定建材からのホルムアルデヒドの発散量の少なさ		
			内 装	天井裏等	
			3	3	ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない (日本産業規格又は日本農林規格の F☆☆☆☆ 等級相当以上)
		2	2	ホルムアルデヒドの発散量が少ない (日本産業規格又は日本農林規格の F☆☆☆ 等級相当以上)	
		1	—	その他	
		☐ 該当なし(内装) ☐ 該当なし(天井裏等)			
		☐ 6-2 換気対策	室内空気中の汚染物質及び湿気を屋外に除去するため必要な換気対策		
居室の換気対策	住宅の居室全体に必要な換気量が確保できる対策 ☐ 機械換気設備 ☐ その他[]				
局所換気対策	換気上重要な便所、浴室及び台所の換気のための対策				
☐ 便所 該当なし ☐ 浴室 該当なし ☐ 台所 該当なし	便所: ☐ 機械換気設備 ☐ 換気のできる窓 ☐ なし 浴室: ☐ 機械換気設備 ☐ 換気のできる窓 ☐ なし 台所: ☐ 機械換気設備 ☐ 換気のできる窓 ☐ なし				

項 目		結 果	
実施の有無			
7.光・視環境 に関するこ と	☐ 7-1 単純開口率	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の床面積に対する割合 単純開口率: []	
	☐ 7-2 方位別開口比	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の各方位毎の比率 北: [] 東: [] 南: [] 西: [] 真上: []	
8.音環境に 関すること	☐ 8-1 重量床衝撃音対策	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)を遮断する対策	
		居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)を遮断するため必要な対策の程度	
		上階	下階
		最高	最低
		5	5
		4	4
		3	3
		2	2
		1	1
		その他	
		特に優れた重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格のL _{r,H} -50等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている	
		優れた重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格のL _{r,H} -55等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている	
	基本的な重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格のL _{r,H} -60等級相当以上)を確保するため必要な 対策が講じられている		
	やや低い重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格のL _{r,H} -65等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている		
	☐ 該当なし(上階)		
	☐ 該当なし(下階)		
	☐ 8-2 軽量床衝撃音対策	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)の遮断の程度をコンクリート単板スラブの厚さに換算した場合のその厚さ	
		上階	下階
最高		最低	
27cm以上		20cm以上	
15cm以上		11cm以上	
その他			
27cm以上		20cm以上	
15cm以上		11cm以上	
その他			
27cm以上		20cm以上	
15cm以上		11cm以上	
その他			
☐ 8-3 透過損失等級 (界壁)	居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)を遮断する対策の程度		
	居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)を遮断するため必要な対策の程度		
	上階	下階	
	最高	最低	
	5	5	
	4	4	
	3	3	
	2	2	
	1	1	
	その他		
	特に優れた軽量衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格のL _{r,L} -45等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている		
	優れた軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格のL _{r,L} -50等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている		
基本的な軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格のL _{r,L} -55等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている			
やや低い軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格のL _{r,L} -60等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている			
☐ 該当なし(上階)			
☐ 該当なし(下階)			
☐ 8-4 透過損失等級 (外壁開口部)	居室に係る上下階との界床の仕上げ構造に関する軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)の低減の程度		
	上階	下階	
	最高	最低	
	30dB以上	25dB以上	
	20dB以上	15dB以上	
	その他		
	30dB以上	25dB以上	
	20dB以上	15dB以上	
	その他		
	30dB以上	25dB以上	
	20dB以上	15dB以上	
	その他		
☐ 8-3 透過損失等級 (界壁)	居室の界壁に係る構造に関する空気伝搬音の遮断の程度		
	4	特に優れた空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本産業規格のR _r -55等級相当以上)が確保されている程度	
	3	優れた空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本産業規格のR _r -50等級相当以上)が確保されている程度	
	2	基本的な空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本産業規格のR _r -45等級相当以上)が確保されている程度	
	1	建築基準法に定める空気伝搬音の遮断の程度が確保されている程度	
	該当なし		
	☐ 8-4 透過損失等級 (外壁開口部)	居室の外壁に設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝搬音の遮断の程度	
		北	東
		南	西
		3	3
		2	2
		1	1
3		3	
2		2	
1		1	
その他			
特に優れた空気伝搬音の遮断性能(日本産業規格のR _m (1/3)-25等級相当以上)が確保されている程度			
優れた空気伝搬音の遮断性能(日本産業規格のR _m (1/3)-20等級相当以上)が確保されている程度			
北 該当なし			
東 該当なし			
南 該当なし			
西 該当なし			

項 目		結 果		
実施の有無				
9.高齢者等への配慮に関すること	☐ 9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分) ☐ 9-2 高齢者等配慮対策等級(共用部分) ☐ 該当なし	住戸内における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度		
		5 高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられている		
		4 高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられている		
		3 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている		
		2 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている		
		1 住戸内において、建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている		
		共同住宅等の主に建物出入口から住戸の玄関までの間における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度		
		5 高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに特に配慮した措置が講じられている		
		4 高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに配慮した措置が講じられている		
		3 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで到達するための基本的な措置が講じられている		
		2 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている		
		1 建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている		
		10.防犯に関すること	☐ 10-1 開口部の侵入防止対策	通常想定される侵入行為による外部からの侵入を防止するための対策
				評価対象開口部の区分
建物出入口の存する階の住戸 [階] *	a 住戸の出入口			☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
	b 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの(aに該当するものを除く。)			☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
	c a及びbに掲げるもの以外のもの			☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
建物出入口の存する階以外の階の住戸 [階] *	a 住戸の出入口			☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
	b (i) 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、共用廊下又は共用階段から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、共用廊下又は共用階段から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの(aに該当するものを除く。)			☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
	b (ii) 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの(a又はb(i)に該当するものを除く。)			☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
	c a及びbに掲げるもの以外のもの			☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし

* 1つの階ごとに1つ欄を使用し、メゾネット等で1住戸に2以上の階がある場合には、階の数だけ各欄を連結して使用する



(共同住宅等)

設計住宅性能評価書

この評価書は「住宅の品質確保の促進等に関する法律」第5条第1項に基づいています。

下記の住宅に関して、評価方法基準(平成13年8月14日国土交通省告示第1347号(最終改正 令和6年10月25日国土交通省告示 第1236号))に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。

なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。

住 宅 の 名 称 西加平28共同住宅 新築工事 103号室

住 宅 の 所 在 地 東京都足立区西加平2丁目10番18

住宅の基本項目 地上： 3 階建 地下： 0 階建
建築面積： 59.59 m²
延べ面積： 173.67 m²
木造

評価書交付年月日 2024年12月11日

評価書交付番号 106-02-2024-1-2-00772

評価書交付機関 登録住宅性能評価機関 (国土交通大臣第41号)
株式会社確認検査機構
代表取締役 廣田 宜子



評 価 員 徳永 圭

株式会社確認検査機構トラスト

申請者等の概要

【1. 申請者】

【氏名又は名称】 株式会社小野建設 代表取締役 小野太朗
【郵便番号】 180-0004
【住所】 東京都武蔵野市吉祥寺本町3-23-3
【電話番号】 0422-55-6611

【2. 代理者】

【氏名又は名称】 (有)萩原建築設計事務所 萩原 和夫
【郵便番号】 180-0006
【住所】 東京都武蔵野市中町3-4-4-205
【電話番号】 0422-37-9876

【3. 建築主】

【氏名又は名称】 株式会社小野建設 代表取締役 小野太朗
【郵便番号】 180-0004
【住所】 東京都武蔵野市吉祥寺本町3-23-3
【電話番号】 0422-55-6611

【4. 設計者】

【資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録 288385 号
【氏名】 久保達彦
【建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 10616 号
(株)小野建設一級建築士事務所
【郵便番号】 180-0004
【所在地】 東京都武蔵野市吉祥寺本町3-23-3
【電話番号】 0422-55-6611

事 項	内 容
住宅の階数	地上[3 階] 地下[0 階]
住宅の面積	建築面積[59.59 m ²] 延べ面積[173.67 m ²]
住宅の構造	木造

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第一条第八号に基づき住宅の性能に関し日本住宅性能表示基準に従って表示すべき事項ごとの住宅性能評価の実施の有無を下記の通り明示する。

実施	評価事項	実施	評価事項
☒	1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)	☒	5-1 断熱等性能等級
☒	1-2 耐震等級(構造躯体の損傷防止)	☒	5-2 一次エネルギー消費量等級
☒	1-3 その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	☐	6-1 ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)
☐	1-4 耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	☐	6-2 換気対策
☐	1-5 耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	☐	6-3 室内空気中の化学物質の濃度等
☒	1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	☐	7-1 単純開口率
☒	1-7 基礎の構造方法及び形式等	☐	7-2 方位別開口比
☐	2-1 感知警報装置設置等級(自住戸火災時)	☐	8-1 重量床衝撃音対策
☐	2-2 感知警報装置設置等級(他住戸等火災時)	☐	8-2 軽量床衝撃音対策
☐	2-3 避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)	☐	8-3 透過損失等級(界壁)
☐	2-4 脱出対策(火災時)	☐	8-4 透過損失等級(外壁開口部)
☐	2-5 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))	☐	9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)
☐	2-6 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))	☐	9-2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)
☐	2-7 耐火等級(界壁及び界床)	☐	10-1 開口部の侵入防止対策
☒	3-1 劣化対策等級(構造躯体等)	☐	
☒	4-1 維持管理対策等級(専用配管)	☐	
☒	4-2 維持管理対策等級(共用配管)	☐	
☒	4-3 更新対策(共用排水管)	☐	
☐	4-4 更新対策(住戸専用部)	☐	

-必須項目(住棟)-

項 目	結 果
1. 構造の安定に関する こと	実施の有無 ☒ 1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等 防止) ☐ 評価対象外(免震 建築物) ☒ 1-3 その他 (地震に対する構造 躯体の倒壊防止及び 損傷防止) ☒ 1-6 地盤又は杭の許容 支持力等及びその設定 方法 ☒ 1-7 基礎の構造方法 及び形式等 地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ ③ 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度 ② 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度 1 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)に対して倒壊、崩壊等しない程度 評価対象建築物が免震建築物であるか否か ☐ 免震建築物 ☒ その他 地盤又は杭に見込んである常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んである抵抗し得る力の設定の根拠となった方法 ☐ 地盤の許容応力度[kN/m²] ☐ 杭の許容支持力[kN/本] ☐ 杭状改良地盤の許容支持力度[kN/m²] ☒ 杭状改良地盤の許容支持力[38 kN/本] 地盤調査方法等[スウェーデン式サウンディング試験] 地盤改良方法[ピュアパイル工法] 直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長 ☒ 直接基礎 構造方法[鉄筋コンクリート造] 形式[べた基礎等] ☐ 杭基礎 杭種[] 杭径[cm] 杭長[m]
3. 劣化の軽減に関する こと	☒ 3-1 劣化対策等級 (構造躯体等) 構造躯体等を使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策の程度 ③ 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で3世代(おおむね75～90年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている 2 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で2世代(おおむね50～60年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている 1 建築基準法に定める対策が講じられている
4. 維持管理・更新への 配慮に関する こと	☒ 4-2 維持管理対策等級 (共用配管) 共用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度 ③ 清掃、点検及び補修ができる開口が住戸外に設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている 2 配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている ① その他 ☐ 該当なし

-必須項目(住棟)-

103号室

項 目		結 果
実施の有無		
4. 維持管理・更新への配慮に関すること	■ 4-3 更新対策 (共用排水管)	共用排水管の更新を容易とするため必要な対策
		共用排水管の更新を容易とするため必要な対策の程度
		3 配管が共用部分に配置されており、かつ、更新を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
		2 配管が共用部分に設置されている等、更新を行うために基本的な措置が講じられている
	□ 該当なし	共用排水立管の位置
	①	その他

-必須項目(住戸)-

項 目		結 果	
実施の有無			
4. 維持管理・更新への配慮に関すること	■ 4-1 維持管理対策等級 (専用配管)	専用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度	
		3 掃除口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている	
		2 配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている	
		① その他	
5. 温熱環境・エネルギー消費量に関すること	■ 5-1 断熱等性能等級	外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度	
		地域の区分 1 2 3 4 5 ⑥ 7 8]	
		外皮平均熱貫流率 [- W/(m ² ・K)]	
		冷房期の平均日射熱取得率 [-]	
		7 熱損失等のより著しい削減のための対策が講じられている	
		6 熱損失等の著しい削減のための対策が講じられている	
		5 熱損失等のより大きな削減のための対策(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準に相当する程度)が講じられている	
		4 熱損失等の大きな削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度)が講じられている	
		3 熱損失等の一定程度の削減のための対策が講じられている	
		2 熱損失の小さな削減のための対策が講じられている	
		① その他	
		■ 5-2 一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度
			地域の区分 1 2 3 4 5 ⑥ 7 8]
			6 一次エネルギー消費量の著しい削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準(その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第14条第1項の規定により求められたものであるものに限る。)に相当する程度)が講じられている 床面積当たりの設計一次エネルギー消費量 [- MJ/(m ² ・年)]
			5 一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策が講じられている
			4 一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準(その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第5条第1項の規定により求められたものであるものに限る。)に相当する程度)が講じられている
	① その他		

-選択項目(住棟)-

103号室

項 目		結 果
実施の有無		
1.構造の安定に関する こと	■ 1-2 耐震等級 (構造躯体の損傷防止) ☐ 評価対象外(免震建築物)	地震に対する構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
		3 稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)の1.5倍の力に対して損傷を生じない程度
		② 稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)の1.25倍の力に対して損傷を生じない程度
	☐ 1-4 耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	1 稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
		暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
		2 極めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるもの)の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度
	☐ 1-5 耐積雪等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止) ☐ 該当区域以外	1 極めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
		2 極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度
		1 極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
2.火災時の安全に関する こと	☐ 2-5 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部)) ☐ 該当なし	延焼のおそれのある部分の開口部に係る火災による火災を遮る時間の長さ
		3 火災を遮る時間が60分相当以上
		2 火災を遮る時間が20分相当以上
	☐ 2-6 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部以外)) ☐ 該当なし	1 その他
		延焼のおそれのある部分の外壁等(開口部以外)に係る火災による火災を遮る時間の長さ
		4 火災を遮る時間が60分相当以上
		3 火災を遮る時間が45分相当以上
		2 火災を遮る時間が20分相当以上
		1 その他

-選択項目(住戸)-

項 目		結 果
実施の有無		
2.火災時の安全に関する こと	☐ 2-1 感知警報装置設置 等級 (住戸火災時)	評価対象住戸において発生した火災の早期の覚知のしやすさ
		4 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されている
		3 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
		2 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている。
		1 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての居室で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている。
	☐ 2-2 感知警報装置設置 等級 (他住戸等火災時) ☐ 該当なし	評価対象住戸の同一階又は直下の階にある他住戸等において発生した火災の早期の覚知のしやすさ
		4 他住戸等において発生した火災について、当該他住戸等に火災を自動で感知するための装置が設置され、かつ、評価対象住戸に自動で警報を発するための装置が設置されている
		3 他住戸等において発生した火災について、当該他住戸等に火災を自動で感知するための装置が設置され、かつ、評価対象住戸に手動で警報を発するための装置が設置されている
		2 他住戸等において発生した火災について、評価対象住戸に手動で警報を発するための装置が設置されている
		1 その他

項 目		結 果			
実施の有無					
2.火災時の安全に関する事	☐ 2-3 避難安全対策 (他住戸等火災時・共用廊下)	避難形式	評価対象住戸の同一階又は直下の階にある他住戸等における火災発生時の避難を容易とするために共用廊下に講じられた対策 共用廊下の排煙の形式 ☐ 開放型廊下 ☐ 自然排煙 ☐ 機械排煙(一般) ☐ 機械排煙(加圧式) ☐ その他		
		平面形状	避難に有効な共用廊下の平面形状 ☐ 通常の歩行経路による二以上の方向への避難が可能 ☐ 直通階段との間に他住戸等がない ☐ その他 (結果が「その他」の場合のみ、以下の「耐火等級(避難経路の隔壁の開口部)」の結果を表示する。)		
		耐火等級 (避難経路の隔壁の開口部)	避難経路の隔壁の開口部に係る火災による火災を遮る時間の長さ 3 火災を遮る時間が60分相当以上 2 火災を遮る時間が20分相当以上 1 その他		
		☐ 該当なし			
	☐ 2-4 脱出対策 (火災時)	通常の歩行経路が使用できない場合の緊急的な脱出のための対策 ☐ 直通階段に直接通ずるバルコニー ☐ 隣戸に通ずるバルコニー ☐ 避難器具[] ☐ その他[]			
	☐ 2-7 耐火等級 (界壁及び界床)	住戸間の界壁及び界床に係る火災による火熱を遮る時間の長さ 4 火熱を遮る時間が60分相当以上 3 火熱を遮る時間が45分相当以上 2 火熱を遮る時間が20分相当以上 1 その他			
	☐ 該当なし				
	4.維持管理・更新への配慮に関する事	☐ 4-4 更新対策 (住戸専用部)	躯体天井高	住戸専用部の間取りの変更を容易とするため必要な対策 住戸専用部の構造躯体等の床版等に挟まれた空間の高さ 躯体天井高(mm以上) 異なる躯体天井高の最も低い部分の部位(異なる躯体天井高が存在する場合は最も低い部分の内法高さを下に併せて表示) ☐ はり ☐ 傾斜屋根 ☐ その他 ☐ 該当なし 異なる躯体天井高の最も低い部分の内法高さ(mm 以上)	
			住戸専用部の構造躯体の壁又は柱の有無	住戸専用部の構造躯体の壁又は柱で間仕切りの変更の障害となるものの有無 ☐ あり (☐ 壁 ☐ 柱) ☐ なし	
			☐ 該当なし		
6.空気環境に関する事			☐ 6-1 ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)	居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等からのホルムアルデヒドの発散量を少なくする対策 ☐ 製材等(丸太及び単層フローリングを含む)を使用する ☐ 特定建材を使用する ☐ その他の建材を使用する (結果が「特定建材を使用する」の場合のみ、以下の「ホルムアルデヒド発散等級」の結果を表示する。)	
	ホルムアルデヒド発散等級	居室の内装の仕上げ材及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等に使用される特定建材からのホルムアルデヒドの発散量の少なさ			
	☐ 該当なし (内装)	内 装		天井裏等	ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない (日本産業規格又は日本農林規格の F☆☆☆☆ 等級相当以上)
	☐ 該当なし (天井裏等)	3		3	ホルムアルデヒドの発散量が少ない (日本産業規格又は日本農林規格の F☆☆☆☆ 等級相当以上)
	☐ 6-2 換気対策	室内空気中の汚染物質及び湿気を屋外に除去するため必要な換気対策			
	居室の換気対策	住宅の居室全体に必要な換気量が確保できる対策 ☐ 機械換気設備 ☐ その他[]			
	局所換気対策	換気上重要な便所、浴室及び台所の換気のための対策			
	☐ 便所 該当なし	便所: ☐ 機械換気設備 ☐ 換気のできる窓 ☐ なし			
	☐ 浴室 該当なし	浴室: ☐ 機械換気設備 ☐ 換気のできる窓 ☐ なし			
	☐ 台所 該当なし	台所: ☐ 機械換気設備 ☐ 換気のできる窓 ☐ なし			

項 目		結 果	
実施の有無			
7.光・視環境 に関するこ と	☐ 7-1 単純開口率	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の床面積に対する割合 単純開口率: []	
	☐ 7-2 方位別開口比	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の各方位毎の比率 北: [] 東: [] 南: [] 西: [] 真上: []	
8.音環境に 関すること	☐ 8-1 重量床衝撃音対策	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)を遮断する対策	
		重量床衝撃音対策等級	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)を遮断するため必要な対策の程度
			上階 下階
			最高 最低 最高 最低
			5 5 5 5
			4 4 4 4
			3 3 3 3
			2 2 2 2
			1 1 1 1
			その他
	☐ 該当なし(上階) ☐ 該当なし(下階)		
	☐ 相当スラブ厚 (重量床衝撃音)	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)の遮断の程度を コンクリート単板スラブの厚さに換算した場合のその厚さ	
		上階	最高 最低
			☐ 27cm以上 ☐ 20cm以上 ☐ 15cm以上 ☐ 11cm以上 ☐ その他
		☐ 27cm以上 ☐ 20cm以上 ☐ 15cm以上 ☐ 11cm以上 ☐ その他	
下階		最高 最低	
☐ 27cm以上 ☐ 20cm以上 ☐ 15cm以上 ☐ 11cm以上 ☐ その他			
☐ 該当なし(上階) ☐ 該当なし(下階)			
☐ 8-2 軽量床衝撃音対策	居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)を遮断する対策		
	軽量床衝撃音対策等級	居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)を遮断するため必要な対策 の程度	
		上階 下階	
		最高 最低 最高 最低	
		5 5 5 5	
		4 4 4 4	
		3 3 3 3	
		2 2 2 2	
		1 1 1 1	
		その他	
☐ 該当なし(上階) ☐ 該当なし(下階)			
☐ 軽量床衝撃音 レベル低減 (床仕上げ構造)	居室に係る上下階との界床の仕上げ構造に関する軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)の低減 の程度		
	上階	最高 最低	
		☐ 30dB以上 ☐ 25dB以上 ☐ 20dB以上 ☐ 15dB以上 ☐ その他	
		☐ 30dB以上 ☐ 25dB以上 ☐ 20dB以上 ☐ 15dB以上 ☐ その他	
	下階	最高 最低	
	☐ 30dB以上 ☐ 25dB以上 ☐ 20dB以上 ☐ 15dB以上 ☐ その他		
☐ 該当なし(上階) ☐ 該当なし(下階)			
☐ 8-3 透過損失等級 (界壁)	居室の界壁に係る構造に関する空気伝搬音の遮断の程度		
	4	特に優れた空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本産業規格のR _r -55等級相当以上)が確 保されている程度	
	3	優れた空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本産業規格のR _r -50等級相当以上)が確保さ れている程度	
	2	基本的な空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本産業規格のR _r -45等級相当以上)が確保 されている程度	
	1	建築基準法に定める空気伝搬音の遮断の程度が確保されている程度	
☐ 該当なし			
☐ 8-4 透過損失等級 (外壁開口部)	居室の外壁に設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝搬音の遮断の程度		
	北 東 南 西		
		3 3 3 3	
		2 2 2 2	
		1 1 1 1	
		その他	
☐ 北 該当なし ☐ 東 該当なし ☐ 南 該当なし ☐ 西 該当なし			

項 目		結 果		
実施の有無				
9.高齢者等への配慮に関すること	☐ 9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)	住戸内における高齢者等への配慮のため必要な対策の程度		
		5	高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられている	
		4	高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられている	
		3	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている	
		2	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている	
		1	住戸内において、建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている	
	☐ 9-2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)	共同住宅等の主に建物出入口から住戸の玄関までの間における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度		
		5	高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに特に配慮した措置が講じられている	
		4	高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに配慮した措置が講じられている	
		3	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで到達するための基本的な措置が講じられている	
☐ 該当なし	2	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている		
	1	建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている		
10.防犯に関すること	☐ 10-1 開口部の侵入防止対策	通常想定される侵入行為による外部からの侵入を防止するための対策		
		評価対象開口部の区分		
		建物出入口の存する階の住戸 [階] *	a 住戸の出入口	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
			b 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの(aに該当するものを除く。)	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
			c a及びbに掲げるもの以外のもの	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
		☐ 該当なし	a 住戸の出入口	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
			b (i) 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、共用廊下又は共用階段から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、共用廊下又は共用階段から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの(aに該当するものを除く。)	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
			b (ii) 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの(a又はb(i)に該当するものを除く。)	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
			c a及びbに掲げるもの以外のもの	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし

* 1つの階ごとに1つ欄を使用し、メゾネット等で1住戸に2以上の階がある場合には、階の数だけ各欄を連結して使用する



(共同住宅等)

設計住宅性能評価書

この評価書は「住宅の品質確保の促進等に関する法律」第5条第1項に基づいています。

下記の住宅に関して、評価方法基準(平成13年8月14日国土交通省告示第1347号(最終改正 令和6年10月25日国土交通省告示 第1236号))に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。

なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。

住宅の名称 西加平28共同住宅 新築工事 201号室

住宅の所在地 東京都足立区西加平2丁目10番18

住宅の基本項目 地上: 3階建 地下: 0階建
建築面積: 59.59 m²
延べ面積: 173.67 m²
木造

評価書交付年月日 2024年12月11日

評価書交付番号 106-02-2024-1-2-00773

評価書交付機関 登録住宅性能評価機関(国土交通大臣第41号)
株式会社確認検査機構
代表取締役 廣田



評価員 徳永 圭

株式会社確認検査機構トラス

申請者等の概要

【1. 申請者】

【氏名又は名称】 株式会社小野建設 代表取締役 小野太朗
【郵便番号】 180-0004
【住所】 東京都武蔵野市吉祥寺本町3-23-3
【電話番号】 0422-55-6611

【2. 代理者】

【氏名又は名称】 (有)萩原建築設計事務所 萩原 和夫
【郵便番号】 180-0006
【住所】 東京都武蔵野市中町3-4-4-205
【電話番号】 0422-37-9876

【3. 建築主】

【氏名又は名称】 株式会社小野建設 代表取締役 小野太朗
【郵便番号】 180-0004
【住所】 東京都武蔵野市吉祥寺本町3-23-3
【電話番号】 0422-55-6611

【4. 設計者】

【資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録 288385 号
【氏名】 久保達彦
【建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 10616 号
(株)小野建設一級建築士事務所
【郵便番号】 180-0004
【所在地】 東京都武蔵野市吉祥寺本町3-23-3
【電話番号】 0422-55-6611

事 項	内 容
住宅の階数	地上[3 階] 地下[0 階]
住宅の面積	建築面積[59.59 m ²] 延べ面積[173.67 m ²]
住宅の構造	木造

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第一条第八号に基づき住宅の性能に関し日本住宅性能表示基準に従って表示すべき事項ごとの住宅性能評価の実施の有無を下記の通り明示する。

実施	評価事項	実施	評価事項
☒	1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)	☒	5-1 断熱等性能等級
☒	1-2 耐震等級(構造躯体の損傷防止)	☒	5-2 一次エネルギー消費量等級
☒	1-3 その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	☐	6-1 ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)
☐	1-4 耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	☐	6-2 換気対策
☐	1-5 耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	☐	6-3 室内空気中の化学物質の濃度等
☒	1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	☐	7-1 単純開口率
☒	1-7 基礎の構造方法及び形式等	☐	7-2 方位別開口比
☐	2-1 感知警報装置設置等級(自住戸火災時)	☐	8-1 重量床衝撃音対策
☐	2-2 感知警報装置設置等級(他住戸等火災時)	☐	8-2 軽量床衝撃音対策
☐	2-3 避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)	☐	8-3 透過損失等級(界壁)
☐	2-4 脱出対策(火災時)	☐	8-4 透過損失等級(外壁開口部)
☐	2-5 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))	☐	9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)
☐	2-6 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))	☐	9-2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)
☐	2-7 耐火等級(界壁及び界床)	☐	10-1 開口部の侵入防止対策
☒	3-1 劣化対策等級(構造躯体等)	☐	
☒	4-1 維持管理対策等級(専用配管)	☐	
☒	4-2 維持管理対策等級(共用配管)	☐	
☒	4-3 更新対策(共用排水管)	☐	
☐	4-4 更新対策(住戸専用部)	☐	

一必須項目(住棟)一

項 目	結 果
1.構造の安定に関する こと	実施の有無 ☒ 1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止) ☐ 評価対象外(免震建築物) ☒ 1-3 その他(地震に対する構造躯体の倒壊防止及び損傷防止) ☒ 1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法 ☒ 1-7 基礎の構造方法及び形式等
3.劣化の軽減に関する こと	地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ ③ 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度 ② 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度 1 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)に対して倒壊、崩壊等しない程度 評価対象建築物が免震建築物であるか否か ☐ 免震建築物 ☒ その他 地盤又は杭に見込んである常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んである抵抗し得る力の設定の根拠となった方法 ☐ 地盤の許容応力度[kN/m²] ☐ 杭の許容支持力[kN/本] ☐ 杭状改良地盤の許容支持力度[kN/m²] ☒ 杭状改良地盤の許容支持力[38 kN/本] 地盤調査方法等[スウェーデン式サウンディング試験] 地盤改良方法[ピュアパイル工法] 直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長 ☒ 直接基礎 構造方法[鉄筋コンクリート造] 形式[べた基礎等] ☐ 杭基礎 杭種[] 杭径[cm] 杭長[m] 構造躯体等を使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策の程度 ③ 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で3世代(おおむね75～90年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている 2 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で2世代(おおむね50～60年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている 1 建築基準法に定める対策が講じられている
4.維持管理・更新への 配慮に関する こと	☒ 4-2 維持管理対策等級(共用配管) ☐ 該当なし 共用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度 ③ 清掃、点検及び補修ができる開口が住戸外に設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている 2 配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている ① その他

-必須項目(住棟)-

201号室

項 目		結 果
実施の有無		
4. 維持管理・更新への配慮に関すること	■ 4-3 更新対策(共用排水管)	共用排水管の更新を容易とするため必要な対策
		共用排水管の更新を容易とするため必要な対策の程度
		3 配管が共用部分に配置されており、かつ、更新を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
		2 配管が共用部分に設置されている等、更新を行うために基本的な措置が講じられている
	□ 該当なし	① その他
		共用排水立管が設置されている位置 □ 共用廊下に面する共用部分 ■ 外壁面、吹き抜け等の住戸外周部 □ バルコニー □ 住戸専用部 □ その他 ()

-必須項目(住戸)-

項 目		結 果
実施の有無		
4. 維持管理・更新への配慮に関すること	■ 4-1 維持管理対策等級(専用配管)	専用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度
		3 掃除口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
		2 配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている
		① その他
5. 温熱環境・エネルギー消費量に関すること	□ 該当なし	
	■ 5-1 断熱等性能等級	外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度
		地域の区分 1 2 3 4 5 ⑥ 7 8]
		外皮平均熱貫流率 [- W/(m ² ・K)]
		冷房期の平均日射熱取得率 [-]
		7 熱損失等のより著しい削減のための対策が講じられている
		6 熱損失等の著しい削減のための対策が講じられている
		5 熱損失等のより大きな削減のための対策(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準に相当する程度)が講じられている
		4 熱損失等の大きな削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度)が講じられている
	■ 5-2 一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度
		地域の区分 1 2 3 4 5 ⑥ 7 8]
		6 一次エネルギー消費量の著しい削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準(その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第14条第1項の規定により求められたものであるものに限る。)に相当する程度)が講じられている 床面積当たりの設計一次エネルギー消費量 [- MJ/(m ² ・年)]
		5 一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策が講じられている
		4 一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準(その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第5条第1項の規定により求められたものであるものに限る。)に相当する程度)が講じられている
		① その他

-選択項目(住棟)-

201号室

項 目		結 果	
実施の有無			
1.構造の安定に関する こと	☒ 1-2 耐震等級 (構造躯体の損傷防止)	地震に対する構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ	
		3	稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)の1.5倍の力に対して損傷を生じない程度
		②	稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)の1.25倍の力に対して損傷を生じない程度
	☐ 評価対象外(免震建築物)	1	稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
		暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ	
		2	極めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるもの)の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度
		1	極めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
	☐ 1-4 耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	屋根の積雪に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ	
		2	極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度
		1	極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
2.火災時の安全に関する こと	☐ 2-5 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部))	延焼のおそれのある部分の開口部に係る火災による火災を遮る時間の長さ	
		3	火災を遮る時間が60分相当以上
		2	火災を遮る時間が20分相当以上
	☐ 該当なし	1	その他
	☐ 2-6 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部以外))	延焼のおそれのある部分の外壁等(開口部以外)に係る火災による火熱を遮る時間の長さ	
		4	火熱を遮る時間が60分相当以上
		3	火熱を遮る時間が45分相当以上
	☐ 該当なし	2	火熱を遮る時間が20分相当以上
		1	その他

-選択項目(住戸)-

項 目		結 果	
実施の有無			
2.火災時の安全に関する こと	☐ 2-1 感知警報装置設置 等級 (自住戸火災時)	評価対象住戸において発生した火災の早期の覚知のしやすさ	
		4	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されている
		3	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
		2	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている。
		1	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての居室で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている。
	☐ 2-2 感知警報装置設置 等級 (他住戸等火災時)	評価対象住戸の同一階又は直下の階にある他住戸等において発生した火災の早期の覚知のしやすさ	
		4	他住戸等において発生した火災について、当該他住戸等に火災を自動で感知するための装置が設置され、かつ、評価対象住戸に自動で警報を発するための装置が設置されている
		3	他住戸等において発生した火災について、当該他住戸等に火災を自動で感知するための装置が設置され、かつ、評価対象住戸に手動で警報を発するための装置が設置されている
		2	他住戸等において発生した火災について、評価対象住戸に手動で警報を発するための装置が設置されている
		1	その他
	☐ 該当なし		

項 目		結 果	
実施の有無			
2.火災時の安全に関する事	□ 2-3 避難安全対策 (他住戸等火災時・共用廊下)	評価対象住戸の同一階又は直下の階にある他住戸等における火災発生時の避難を容易とするために共用廊下に講じられた対策	
		共用廊下の排煙の形式	
		□ 開放型廊下 □ 自然排煙 □ 機械排煙(一般) □ 機械排煙(加圧式) □ その他	
		平面形状	
	□ 耐火等級 (避難経路の隔壁の開口部)	避難に有効な共用廊下の平面形状	
		□ 通常の歩行経路による二以上の方向への避難が可能 □ 直通階段との間に他住戸等がない □ その他	
		(結果が「その他」の場合のみ、以下の「耐火等級(避難経路の隔壁の開口部)」の結果を表示する。)	
		避難経路の隔壁の開口部に係る火災による火災を遮る時間の長さ	
	□ 該当なし	3 火災を遮る時間が60分相当以上	
		2 火災を遮る時間が20分相当以上	
1 その他			
通常歩行経路が使用できない場合の緊急的な脱出のための対策			
□ 2-4 脱出対策 (火災時)	□ 直通階段に直接通ずるバルコニー □ 隣戸に通ずるバルコニー □ 避難器具[] □ その他[]		
	□ 該当なし		
□ 2-7 耐火等級 (界壁及び界床)	住戸間の界壁及び界床に係る火災による火熱を遮る時間の長さ		
	4 火熱を遮る時間が60分相当以上		
	3 火熱を遮る時間が45分相当以上		
	2 火熱を遮る時間が20分相当以上		
	1 その他		
	□ 該当なし		
4.維持管理・更新への配慮に関する事	□ 4-4 更新対策 (住戸専用部)	住戸専用部の間取りの変更を容易とするため必要な対策	
		躯体天井高	
		住戸専用部の構造躯体等の床版等に挟まれた空間の高さ	
		躯体天井高(mm以上)	
	□ 該当なし	異なる躯体天井高の最も低い部分の部位(異なる躯体天井高が存在する場合は最も低い部分の内法高さを下に併せて表示)	
		□ はり □ 傾斜屋根 □ その他 □ 該当なし	
		異なる躯体天井高の最も低い部分の内法高さ(mm以上)	
		住戸専用部の構造躯体の壁又は柱で間仕切りの変更の障害となるものの有無	
	□ 該当なし	□ あり (□ 壁 □ 柱)	
		□ なし	
6-1 ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)			
居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等からのホルムアルデヒドの発散量を少なくする対策			
□ 該当なし (内装) □ 該当なし (天井裏等)	□ 製材等(丸太及び単層フローリングを含む)を使用する □ 特定建材を使用する □ その他の建材を使用する		
	(結果が「特定建材を使用する」の場合のみ、以下の「ホルムアルデヒド発散等級」の結果を表示する。)		
	ホルムアルデヒド発散等級		
	居室の内装の仕上げ材及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等に使用される特定建材からのホルムアルデヒドの発散量の少なさ		
	内 装	天井裏等	
	3	3	ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない (日本産業規格又は日本農林規格のF☆☆☆☆等級相当以上)
	2	2	ホルムアルデヒドの発散量が少ない (日本産業規格又は日本農林規格のF☆☆☆等級相当以上)
	1	—	その他
□ 6-2 換気対策	室内空気中の汚染物質及び湿気を屋外に除去するため必要な換気対策		
	居室の換気対策		
	住宅の居室全体に必要な換気量が確保できる対策		
	□ 機械換気設備 □ その他[]		
	局所換気対策		
	換気上重要な便所、浴室及び台所の換気のための対策		
□ 便所 該当なし □ 浴室 該当なし □ 台所 該当なし	便所: □ 機械換気設備 □ 換気のできる窓 □ なし		
	浴室: □ 機械換気設備 □ 換気のできる窓 □ なし		
	台所: □ 機械換気設備 □ 換気のできる窓 □ なし		

項 目		結 果	
実施の有無			
7.光・視環境 に関するこ と	☐ 7-1 単純開口率	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の床面積に対する割合 単純開口率: []	
	☐ 7-2 方位別開口比	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の各方位毎の比率 北: [] 東: [] 南: [] 西: [] 真上: []	
8.音環境に 関すること	☐ 8-1 重量床衝撃音対策	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)を遮断する対策	
	重量床衝撃音 対策等級	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)を遮断するため 必要な対策の程度	
		上階	下階
		最高	最低
		5	5
		5	5
		4	4
		4	4
		3	3
		3	3
		2	2
		2	2
	☐ 該当なし(上階)	1	1
	☐ 該当なし(下階)	1	1
	相当スラブ厚 (重量床衝撃音)	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)の遮断の程度を コンクリート単板スラブの厚さに換算した場合のその厚さ	
	上階	最高	
	最低	最高	
	最低	最低	
☐ 該当なし(上階)	最高	最低	
☐ 該当なし(下階)	最高	最低	
☐ 該当なし(上階)	最高	最低	
☐ 該当なし(下階)	最高	最低	
☐ 8-2 軽量床衝撃音対策	居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)を遮断する対策		
軽量床衝撃音 対策等級	居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)を遮断するため必要な対策 の程度		
	上階	下階	
	最高	最低	
	5	5	
	5	5	
	4	4	
	4	4	
	3	3	
	3	3	
	2	2	
	2	2	
☐ 該当なし(上階)	1	1	
☐ 該当なし(下階)	1	1	
軽量床衝撃音 レベル低減量 (床仕上げ構造)	居室に係る上下階との界床の仕上げ構造に関する軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)の低減 の程度		
	上階	最高	
	最低	最高	
	最低	最低	
☐ 該当なし(上階)	最高	最低	
☐ 該当なし(下階)	最高	最低	
☐ 該当なし(上階)	最高	最低	
☐ 該当なし(下階)	最高	最低	
☐ 8-3 透過損失等級 (界壁)	居室の界壁に係る構造に関する空気伝搬音の遮断の程度		
	4	特に優れた空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本産業規格のRr-55等級相当以上)が確 保されている程度	
	3	優れた空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本産業規格のRr-50等級相当以上)が確保さ れている程度	
	2	基本的な空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本産業規格のRr-45等級相当以上)が確保 されている程度	
☐ 該当なし	1	建築基準法に定める空気伝搬音の遮断の程度が確保されている程度	
☐ 8-4 透過損失等級 (外壁開口部)	居室の外壁に設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝搬音の遮断の程度		
	北	東	
	南	西	
	3	3	
	3	3	
☐ 北 該当なし	2	2	
☐ 東 該当なし	2	2	
☐ 南 該当なし	1	1	
☐ 西 該当なし	1	1	

項 目		結 果			
実施の有無					
9.高齢者等への配慮に関すること	☐ 9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)	住戸内における高齢者等への配慮のため必要な対策の程度			
		5	高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられている		
		4	高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられている		
		3	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている		
		2	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている		
	☐ 9-2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)	共同住宅等の主に建物出入口から住戸の玄関までの間における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度			
		5	高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに特に配慮した措置が講じられている		
		4	高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに配慮した措置が講じられている		
		3	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで到達するための基本的な措置が講じられている		
		2	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている		
☐ 該当なし	1 建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている				
10.防犯に関すること	☐ 10-1 開口部の侵入防止対策	通常想定される侵入行為による外部からの侵入を防止するための対策			
		評価対象開口部の区分			
		建物出入口の存する階の住戸 [階] *	a 住戸の出入口	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし	
			b 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの(aに該当するものを除く。)	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし	
			c a及びbに掲げるもの以外のもの	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし	
		☐ 該当なし	建物出入口の存する階以外の階の住戸 [階] *	a 住戸の出入口	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
				b (i) 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、共用廊下又は共用階段から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、共用廊下又は共用階段から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの(aに該当するものを除く。)	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
			☐ 該当なし	b (ii) 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの(a又はb(i)に該当するものを除く。)	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
					c a及びbに掲げるもの以外のもの

* 1つの階ごとに1つ欄を使用し、メゾネット等で1住戸に2以上の階がある場合には、階の数だけ各欄を連結して使用する



(共同住宅等)

設計住宅性能評価書

この評価書は「住宅の品質確保の促進等に関する法律」第5条第1項に基づいています。

下記の住宅に関して、評価方法基準(平成13年8月14日国土交通省告示第1347号(最終改正 令和6年10月25日国土交通省告示 第1236号))に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。

なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。

住宅の名称 西加平28共同住宅 新築工事 202号室

住宅の所在地 東京都足立区西加平2丁目10番18

住宅の基本項目 地上: 3階建 地下: 0階建
建築面積: 59.59 m²
延べ面積: 173.67 m²
木造

評価書交付年月日 2024年12月11日

評価書交付番号 106-02-2024-1-2-00774

評価書交付機関 登録住宅性能評価機関(国土交通大臣第41号)
株式会社確認検査機構
代表取締役 廣田 直



評価員 徳永 圭

株式会社確認検査機構トラスト

申請者等の概要

【1. 申請者】

【氏名又は名称】 株式会社小野建設 代表取締役 小野太朗
【郵便番号】 180-0004
【住所】 東京都武蔵野市吉祥寺本町3-23-3
【電話番号】 0422-55-6611

【2. 代理者】

【氏名又は名称】 (有)萩原建築設計事務所 萩原 和夫
【郵便番号】 180-0006
【住所】 東京都武蔵野市中町3-4-4-205
【電話番号】 0422-37-9876

【3. 建築主】

【氏名又は名称】 株式会社小野建設 代表取締役 小野太朗
【郵便番号】 180-0004
【住所】 東京都武蔵野市吉祥寺本町3-23-3
【電話番号】 0422-55-6611

【4. 設計者】

【資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録 288385 号
【氏名】 久保達彦
【建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 10616 号
(株)小野建設一級建築士事務所
【郵便番号】 180-0004
【所在地】 東京都武蔵野市吉祥寺本町3-23-3
【電話番号】 0422-55-6611

事 項	内 容
住宅の階数	地上[3 階] 地下[0 階]
住宅の面積	建築面積[59.59 m ²] 延べ面積[173.67 m ²]
住宅の構造	木造

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第一条第八号に基づき住宅の性能に関し日本住宅性能表示基準に従って表示すべき事項ごとの住宅性能評価の実施の有無を下記の通り明示する。

実施	評価事項	実施	評価事項
☒	1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)	☒	5-1 断熱等性能等級
☒	1-2 耐震等級(構造躯体の損傷防止)	☒	5-2 一次エネルギー消費量等級
☒	1-3 その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	☐	6-1 ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)
☐	1-4 耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	☐	6-2 換気対策
☐	1-5 耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	☐	6-3 室内空気中の化学物質の濃度等
☒	1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	☐	7-1 単純開口率
☒	1-7 基礎の構造方法及び形式等	☐	7-2 方位別開口比
☐	2-1 感知警報装置設置等級(自住戸火災時)	☐	8-1 重量床衝撃音対策
☐	2-2 感知警報装置設置等級(他住戸等火災時)	☐	8-2 軽量床衝撃音対策
☐	2-3 避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)	☐	8-3 透過損失等級(界壁)
☐	2-4 脱出対策(火災時)	☐	8-4 透過損失等級(外壁開口部)
☐	2-5 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))	☐	9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)
☐	2-6 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))	☐	9-2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)
☐	2-7 耐火等級(界壁及び界床)	☐	10-1 開口部の侵入防止対策
☒	3-1 劣化対策等級(構造躯体等)	☐	
☒	4-1 維持管理対策等級(専用配管)	☐	
☒	4-2 維持管理対策等級(共用配管)	☐	
☒	4-3 更新対策(共用排水管)	☐	
☐	4-4 更新対策(住戸専用部)	☐	

一必須項目(住棟)一

項 目	結 果
1. 構造の安定に関する こと	地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ 3 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度 ② 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度 1 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)に対して倒壊、崩壊等しない程度 評価対象建築物が免震建築物であるか否か ☐ 免震建築物 ☒ その他
	地盤又は杭に見込んでいる常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んでいる抵抗し得る力の設定の根拠となった方法 ☐ 地盤の許容応力度[kN/m²] ☐ 杭の許容支持力[kN/本] ☐ 杭状改良地盤の許容支持力[kN/m²] ☒ 杭状改良地盤の許容支持力[38 kN/本] 地盤調査方法等[スウェーデン式サウンディング試験] 地盤改良方法[ピュアパイル工法]
	直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長 ☒ 直接基礎 構造方法[鉄筋コンクリート造] 形式[ベタ基礎等] ☐ 杭基礎 杭種[] 杭径[cm] 杭長[m]
3. 劣化の軽減に関する こと	構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策の程度 ③ 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で3世代(おおむね75～90年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている 2 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で2世代(おおむね50～60年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている 1 建築基準法に定める対策が講じられている
4. 維持管理・更新への配慮に関する こと	共用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度 3 清掃、点検及び補修ができる開口が住戸外に設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている 2 配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている ① その他
	☐ 該当なし

-必須項目(住棟)-

202号室

項 目		結 果	
実施の有無			
4. 維持管理・更新への配慮に関すること	■ 4-3 更新対策 (共用排水管)	共用排水管の更新を容易とするため必要な対策	
	更新対策等級 (共用排水管)	共用排水管の更新を容易とするため必要な対策の程度	
		3	配管が共用部分に配置されており、かつ、更新を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
		2	配管が共用部分に設置されている等、更新を行うために基本的な措置が講じられている
	①	その他	
□ 該当なし	共用排水立管の位置	共用排水立管が設置されている位置 ☐ 共用廊下・面する共用部分 ☒ 外壁面、吹き抜け等の住戸外周部 ☐ バルコニー ☐ 住戸専用部 ☐ その他 ()	

-必須項目(住戸)-

項 目		結 果	
実施の有無			
4. 維持管理・更新への配慮に関すること	■ 4-1 維持管理対策等級 (専用配管)	専用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度	
		3	掃除口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
		2	配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている
		①	その他
5. 温熱環境・エネルギー消費量に関すること	■ 5-1 断熱等性能等級	外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度	
		地域の区分 1 2 3 4 5 ⑥ 7 8]	
		外皮平均熱貫流率 [- W/(㎡・K)]	
		冷房期の平均日射熱取得率 [-]	
		7	熱損失等のより著しい削減のための対策が講じられている
		6	熱損失等の著しい削減のための対策が講じられている
		5	熱損失等のより大きな削減のための対策(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準に相当する程度)が講じられている
		4	熱損失等の大きな削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度)が講じられている
		3	熱損失等の一定程度の削減のための対策が講じられている
		2	熱損失の小さな削減のための対策が講じられている
	①	その他	
	■ 5-2 一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度	
		地域の区分 1 2 3 4 5 ⑥ 7 8]	
		6	一次エネルギー消費量の著しい削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準(その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第14条第1項の規定により求められたものであるものに限る。)に相当する程度)が講じられている 床面積当たりの設計一次エネルギー消費量 [- MJ/(㎡・年)]
		5	一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策が講じられている
		4	一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準(その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第5条第1項の規定により求められたものであるものに限る。)に相当する程度)が講じられている
		①	その他

-選択項目(住棟)-

202号室

項 目		結 果
実施の有無		
1.構造の安定に関する こと	☒ 1-2 耐震等級 (構造躯体の損傷防止)	地震に対する構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
		3 稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)の1.5倍の力に対して損傷を生じない程度
		② 稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)の1.25倍の力に対して損傷を生じない程度
	☐ 評価対象外(免震建築物)	1 稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
		暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
		2 極めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるもの)の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度
		1 極めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
	☐ 1-4 耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	屋根の積雪に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
		2 極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度
		1 極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
2.火災時の安全に関する こと	☐ 2-5 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部))	延焼のおそれのある部分の開口部に係る火災による火災を遮る時間の長さ
		3 火災を遮る時間が60分相当以上
		2 火災を遮る時間が20分相当以上
	☐ 該当なし	1 その他
	☐ 2-6 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部以外))	延焼のおそれのある部分の外壁等(開口部以外)に係る火災による火災を遮る時間の長さ
		4 火災を遮る時間が60分相当以上
		3 火災を遮る時間が45分相当以上
	☐ 該当なし	2 火災を遮る時間が20分相当以上
		1 その他

-選択項目(住戸)-

項 目		結 果
実施の有無		
2.火災時の安全に関する こと	☐ 2-1 感知警報装置設置 等級 (自住戸火災時)	評価対象住戸において発生した火災の早期の覚知のしやすさ
		4 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されている
		3 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
		2 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている。
		1 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての居室で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている。
	☐ 2-2 感知警報装置設置 等級 (他住戸等火災時)	評価対象住戸の同一階又は直下の階にある他住戸等において発生した火災の早期の覚知のしやすさ
		4 他住戸等において発生した火災について、当該他住戸等に火災を自動で感知するための装置が設置され、かつ、評価対象住戸に自動で警報を発するための装置が設置されている
		3 他住戸等において発生した火災について、当該他住戸等に火災を自動で感知するための装置が設置され、かつ、評価対象住戸に手動で警報を発するための装置が設置されている
		2 他住戸等において発生した火災について、評価対象住戸に手動で警報を発するのための装置が設置されている
		1 その他

202号室

株式会社確認検査機構トラスト: 4

項 目		結 果						
実施の有無								
7.光・視環境 に関するこ と	☐ 7-1 単純開口率	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の床面積に対する割合 単純開口率:[]						
	☐ 7-2 方位別開口比	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の各方位毎の比率 北:[] 東:[] 南:[] 西:[] 真上:[]						
	☐ 8-1 重量床衝撃音対策	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)を遮断する対策						
	☐ 8-2 軽量床衝撃音対策	居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)を遮断する対策						
8.音環境に 関すること	☐ 8-1 重量床衝撃音対策等級	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)を遮断するため必要な対策の程度						
		上階	下階					
		最高	最低	最高	最低			
		5	5	5	5			
		特に優れた重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格のL _{ir,H} -50等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている						
		4	4	4	4			
		優れた重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格のL _{ir,H} -55等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている						
		3	3	3	3			
		基本的な重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格のL _{ir,H} -60等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている						
		2	2	2	2			
		やや低い重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格のL _{ir,H} -65等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている						
		☐ 該当なし(上階)	1	1	1	1		
	☐ 該当なし(下階)	その他						
	☐ 相当スラブ厚(重量床衝撃音)	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)の遮断の程度をコンクリート単板スラブの厚さに換算した場合のその厚さ						
		上階	最高	☐ 27cm以上	☐ 20cm以上	☐ 15cm以上	☐ 11cm以上	☐ その他
			最低	☐ 27cm以上	☐ 20cm以上	☐ 15cm以上	☐ 11cm以上	☐ その他
		下階	最高	☐ 27cm以上	☐ 20cm以上	☐ 15cm以上	☐ 11cm以上	☐ その他
			最低	☐ 27cm以上	☐ 20cm以上	☐ 15cm以上	☐ 11cm以上	☐ その他
		☐ 該当なし(上階)						
		☐ 該当なし(下階)						
		☐ 8-2 軽量床衝撃音対策等級	居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)を遮断する対策の程度					
			上階	下階				
			最高	最低	最高	最低		
			5	5	5	5		
特に優れた軽量衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格のL _{ir,L} -45等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている								
4	4		4	4				
優れた軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格のL _{ir,L} -50等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている								
3	3		3	3				
基本的な軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格のL _{ir,L} -55等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている								
2	2		2	2				
やや低い軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格のL _{ir,L} -60等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている								
☐ 該当なし(上階)	1		1	1	1			
☐ 該当なし(下階)	その他							
☐ 軽量床衝撃音レベル低減(床仕上げ構造)	居室に係る上下階との界床の仕上げ構造に関する軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)の低減の程度							
	上階	最高	☐ 30dB以上	☐ 25dB以上	☐ 20dB以上	☐ 15dB以上	☐ その他	
		最低	☐ 30dB以上	☐ 25dB以上	☐ 20dB以上	☐ 15dB以上	☐ その他	
	下階	最高	☐ 30dB以上	☐ 25dB以上	☐ 20dB以上	☐ 15dB以上	☐ その他	
		最低	☐ 30dB以上	☐ 25dB以上	☐ 20dB以上	☐ 15dB以上	☐ その他	
	☐ 該当なし(上階)							
	☐ 該当なし(下階)							
	☐ 8-3 透過損失等級(界壁)	居室の界壁に係る構造に関する空気伝搬音の遮断の程度						
		4	特に優れた空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本産業規格のR _r -55等級相当以上)が確保されている程度					
		3	優れた空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本産業規格のR _r -50等級相当以上)が確保されている程度					
		2	基本的な空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本産業規格のR _r -45等級相当以上)が確保されている程度					
		1	建築基準法に定める空気伝搬音の遮断の程度が確保されている程度					
☐ 該当なし								
☐ 8-4 透過損失等級(外壁開口部)	居室の外壁に設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝搬音の遮断の程度							
	北	東	南	西				
	3	3	3	3				
	特に優れた空気伝搬音の遮断性能(日本産業規格のR _m (1/3)-25等級相当以上)が確保されている程度							
	2	2	2	2				
	優れた空気伝搬音の遮断性能(日本産業規格のR _m (1/3)-20等級相当以上)が確保されている程度							
	1	1	1	1				
	その他							
☐ 北 該当なし								
☐ 東 該当なし								
☐ 南 該当なし								
☐ 西 該当なし								

項 目		結 果		
実施の有無				
9.高齢者等への配慮に関すること	☐ 9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)	住戸内における高齢者等への配慮のため必要な対策の程度		
		5 高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられている		
		4 高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられている		
		3 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている		
		2 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている		
	☐ 9-2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)	共同住宅等の主に建物出入口から住戸の玄関までの間における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度		
		5 高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに特に配慮した措置が講じられている		
		4 高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに配慮した措置が講じられている		
		3 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで到達するための基本的な措置が講じられている		
		2 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている		
☐ 該当なし	1 建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている			
10.防犯に関すること	☐ 10-1 開口部の侵入防止対策	通常想定される侵入行為による外部からの侵入を防止するための対策		
		評価対象開口部の区分		
		建物出入口の存する階の住戸 [階] *	a 住戸の出入口	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は両戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
		☐ 該当なし	b 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの(aに該当するものを除く。)	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は両戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
			c a及びbに掲げるもの以外のもの	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は両戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
			建物出入口の存する階以外の階の住戸 [階] *	a 住戸の出入口
		☐ 該当なし	b (i) 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、共用廊下又は共用階段から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、共用廊下又は共用階段から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの(aに該当するものを除く。)	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は両戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
			b (ii) 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの(a又はb(i)に該当するものを除く。)	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は両戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
			c a及びbに掲げるもの以外のもの	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は両戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし

* 1つの階ごとに1つ欄を使用し、メゾネット等で1住戸に2以上の階がある場合には、階の数だけ各欄を連結して使用する



(共同住宅等)

設計住宅性能評価書

この評価書は「住宅の品質確保の促進等に関する法律」第5条第1項に基づいています。

下記の住宅に関して、評価方法基準(平成13年8月14日国土交通省告示第1347号(最終改正 令和6年10月25日国土交通省告示 第1236号))に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。

なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。

住 宅 の 名 称 西加平28共同住宅 新築工事 203号室

住 宅 の 所 在 地 東京都足立区西加平2丁目10番18

住宅の基本項目 地上： 3 階建 地下： 0 階建
建築面積： 59.59 m²
延べ面積： 173.67 m²
木造

評価書交付年月日 2024年12月11日

評価書交付番号 106-02-2024-1-2-00775

評価書交付機関 登録住宅性能評価機関(国土交通大臣第41号)

株式会社確認検査機構

代表取締役 廣田 宜史



評 価 員 徳永 圭

株式会社確認検査機構トラスト

申請者等の概要

【1. 申請者】

【氏名又は名称】 株式会社小野建設 代表取締役 小野太朗
【郵便番号】 180-0004
【住所】 東京都武蔵野市吉祥寺本町3-23-3
【電話番号】 0422-55-6611

【2. 代理者】

【氏名又は名称】 (有)萩原建築設計事務所 萩原 和夫
【郵便番号】 180-0006
【住所】 東京都武蔵野市中町3-4-4-205
【電話番号】 0422-37-9876

【3. 建築主】

【氏名又は名称】 株式会社小野建設 代表取締役 小野太朗
【郵便番号】 180-0004
【住所】 東京都武蔵野市吉祥寺本町3-23-3
【電話番号】 0422-55-6611

【4. 設計者】

【資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録 288385 号
【氏名】 久保達彦
【建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 10616 号
(株)小野建設一級建築士事務所
【郵便番号】 180-0004
【所在地】 東京都武蔵野市吉祥寺本町3-23-3
【電話番号】 0422-55-6611

事 項	内 容
住宅の階数	地上[3 階] 地下[0 階]
住宅の面積	建築面積[59.59 m ²] 延べ面積[173.67 m ²]
住宅の構造	木造

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第一条第八号に基づき住宅の性能に関し日本住宅性能表示基準に従って表示すべき事項ごとの住宅性能評価の実施の有無を下記の通り明示する。

実施	評価事項	実施	評価事項
☒	1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)	☒	5-1 断熱等性能等級
☒	1-2 耐震等級(構造躯体の損傷防止)	☒	5-2 一次エネルギー消費量等級
☒	1-3 その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	☐	6-1 ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)
☐	1-4 耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	☐	6-2 換気対策
☐	1-5 耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	☐	6-3 室内空気中の化学物質の濃度等
☒	1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	☐	7-1 単純開口率
☒	1-7 基礎の構造方法及び形式等	☐	7-2 方位別開口比
☐	2-1 感知警報装置設置等級(自住戸火災時)	☐	8-1 重量床衝撃音対策
☐	2-2 感知警報装置設置等級(他住戸等火災時)	☐	8-2 軽量床衝撃音対策
☐	2-3 避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)	☐	8-3 透過損失等級(界壁)
☐	2-4 脱出対策(火災時)	☐	8-4 透過損失等級(外壁開口部)
☐	2-5 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))	☐	9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)
☐	2-6 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))	☐	9-2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)
☐	2-7 耐火等級(界壁及び界床)	☐	10-1 開口部の侵入防止対策
☒	3-1 劣化対策等級(構造躯体等)	☐	
☒	4-1 維持管理対策等級(専用配管)	☐	
☒	4-2 維持管理対策等級(共用配管)	☐	
☒	4-3 更新対策(共用排水管)	☐	
☐	4-4 更新対策(住戸専用部)	☐	

-必須項目(住棟)-

項 目	結 果	
	実施の有無	
1. 構造の安定に関する こと	☒ 1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等 防止)	地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ
	☐ 評価対象外(免震 建築物)	3 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度
	☒ 1-3 その他 (地震に対する構造 躯体の倒壊防止及び 損傷防止)	② 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度
	☒ 1-6 地盤又は杭の許容 支持力等及びその設定 方法	1 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)に対して倒壊、崩壊等しない程度
	☒ 1-7 基礎の構造方法 及び形式等	評価対象建築物が免震建築物であるか否か ☐ 免震建築物 ☒ その他
3. 劣化の軽減に関する こと	☒ 3-1 劣化対策等級 (構造躯体等)	地盤又は杭に見込んでいる常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んでいる抵抗し得る力の設定の根拠となった方法 ☐ 地盤の許容応力度[kN/m ²] ☐ 杭の許容支持力[kN/本] ☐ 杭状改良地盤の許容支持力度[kN/m ²] ☒ 杭状改良地盤の許容支持力[38 kN/本] 地盤調査方法等[スウェーデン式サウンディング試験] 地盤改良方法[ピュアパイル工法]
	☒ 4-2 維持管理対策等級 (共用配管)	直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長 ☒ 直接基礎 構造方法[鉄筋コンクリート造] 形式[ベタ基礎等] ☐ 杭基礎 杭種[] 杭径[cm] 杭長[m]
	☐ 該当なし	構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策の程度
	☐ 該当なし	③ 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で3世代(おおむね75～90年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている
4. 維持管理・更新への 配慮に関する こと	☒ 4-2 維持管理対策等級 (共用配管)	2 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で2世代(おおむね50～60年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている
	☐ 該当なし	1 建築基準法に定める対策が講じられている
	☐ 該当なし	共用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度
	☐ 該当なし	3 清掃、点検及び補修ができる開口が住戸外に設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
	☐ 該当なし	2 配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている
	☐ 該当なし	① その他

-必須項目(住棟)-

203号室

項 目		結 果
実施の有無		
4. 維持管理・更新への配慮に関すること	■ 4-3 更新対策 (共用排水管)	共用排水管の更新を容易とするため必要な対策
		共用排水管の更新を容易とするため必要な対策の程度
		3 配管が共用部分に配置されており、かつ、更新を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
		2 配管が共用部分に設置されている等、更新を行うために基本的な措置が講じられている
	① その他	
□ 該当なし	共用排水立管の位置	共用排水立管が設置されている位置 ☐ 共用廊下に面する共用部分 ☒ 外壁面、吹き抜け等の住戸外周部 ☐ バルコニー ☐ 住戸専用部 ☐ その他 ()

-必須項目(住戸)-

項 目		結 果	
実施の有無			
4. 維持管理・更新への配慮に関すること	■ 4-1 維持管理対策等級 (専用配管)	専用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度	
		3 掃除口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている	
		2 配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている	
		① その他	
5. 温熱環境・エネルギー消費量に関すること	■ 5-1 断熱等性能等級	外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度	
		地域の区分 1 2 3 4 5 ⑥ 7 8]	
		外皮平均熱貫流率 [- W/(m ² ・K)]	
		冷房期の平均日射熱取得率 [-]	
		7 熱損失等のより著しい削減のための対策が講じられている	
		6 熱損失等の著しい削減のための対策が講じられている	
		5 熱損失等のより大きな削減のための対策(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準に相当する程度)が講じられている	
		4 熱損失等の大きな削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度)が講じられている	
		3 熱損失等の一定程度の削減のための対策が講じられている	
		2 熱損失の小さな削減のための対策が講じられている	
		① その他	
		■ 5-2 一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度
			地域の区分 1 2 3 4 5 ⑥ 7 8]
			6 一次エネルギー消費量の著しい削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準(その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第14条第1項の規定により求められたものであるものに限る。)に相当する程度)が講じられている 床面積当たりの設計一次エネルギー消費量 [- MJ/(m ² ・年)]
	5 一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策が講じられている		
4 一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準(その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第5条第1項の規定により求められたものであるものに限る。)に相当する程度)が講じられている			
① その他			

-選択項目(住棟)-

203号室

項 目		結 果
実施の有無		
1.構造の安定に関する こと	☒ 1-2 耐震等級 (構造躯体の損傷防止)	地震に対する構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
		3 稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)の1.5倍の力に対して損傷を生じない程度
		② 稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)の1.25倍の力に対して損傷を生じない程度
	☐ 評価対象外(免震建築物)	1 稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
		暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
		2 極めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるもの)の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度
		1 極めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
	☐ 1-4 耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	屋根の積雪に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
		2 極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度
		1 極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
2.火災時の安全に関する こと	☐ 2-5 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部))	延焼のおそれのある部分の開口部に係る火災による火炎を遮る時間の長さ
		3 火炎を遮る時間が60分相当以上
		2 火炎を遮る時間が20分相当以上
	☐ 該当なし	1 その他
	☐ 2-6 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部以外))	延焼のおそれのある部分の外壁等(開口部以外)に係る火災による火熱を遮る時間の長さ
		4 火熱を遮る時間が60分相当以上
		3 火熱を遮る時間が45分相当以上
	☐ 該当なし	2 火熱を遮る時間が20分相当以上
		1 その他

-選択項目(住戸)-

項 目		結 果
実施の有無		
2.火災時の安全に関する こと	☐ 2-1 感知警報装置設置 等級 (自住戸火災時)	評価対象住戸において発生した火災の早期の覚知のしやすさ
		4 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されている
		3 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
		2 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている。
		1 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての居室で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている。
	☐ 2-2 感知警報装置設置 等級 (他住戸等火災時)	評価対象住戸の同一階又は直下の階にある他住戸等において発生した火災の早期の覚知のしやすさ
		4 他住戸等において発生した火災について、当該他住戸等に火災を自動で感知するための装置が設置され、かつ、評価対象住戸に自動で警報を発するための装置が設置されている
		3 他住戸等において発生した火災について、当該他住戸等に火災を自動で感知するための装置が設置され、かつ、評価対象住戸に手動で警報を発するための装置が設置されている
		2 他住戸等において発生した火災について、評価対象住戸に手動で警報を発するための装置が設置されている
		1 その他

株式会社確認検査機構トラスト: 4

項 目		結 果		
実施の有無				
7.光・視環境 に関するこ と	☐ 7-1 単純開口率	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の床面積に対する割合 単純開口率:[]		
	☐ 7-2 方位別開口比	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の各方位毎の比率 北:[] 東:[] 南:[] 西:[] 真上:[]		
8.音環境に 関すること	☐ 8-1 重量床衝撃音対策	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)を遮断する対策		
	重量床衝撃音 対策等級	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)を遮断するため 必要な対策の程度		
		上階	下階	
		最高	最低	
		5	5	
		4	4	
		3	3	
		2	2	
		1	1	
	☐ 該当なし(上階) ☐ 該当なし(下階)	その他		
	相当スラブ厚 (重量床衝撃音)	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)の遮断の程度を コンクリート単板スラブの厚さに換算した場合のその厚さ		
	☐ 該当なし(上階) ☐ 該当なし(下階)	上階 最高 ☐ 27cm以上 ☐ 20cm以上 ☐ 15cm以上 ☐ 11cm以上 ☐ その他 最低 ☐ 27cm以上 ☐ 20cm以上 ☐ 15cm以上 ☐ 11cm以上 ☐ その他 下階 最高 ☐ 27cm以上 ☐ 20cm以上 ☐ 15cm以上 ☐ 11cm以上 ☐ その他 最低 ☐ 27cm以上 ☐ 20cm以上 ☐ 15cm以上 ☐ 11cm以上 ☐ その他		
☐ 8-2 軽量床衝撃音対策	居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)を遮断する対策			
軽量床衝撃音 対策等級	居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)を遮断するため必要な対策 の程度			
	上階	下階		
	最高	最低		
	5	5		
	4	4		
	3	3		
	2	2		
	1	1		
☐ 該当なし(上階) ☐ 該当なし(下階)	その他			
	軽量床衝撃音 レベル低減量 (床仕上げ構造)	居室に係る上下階との界床の仕上げ構造に関する軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)の低減 の程度		
☐ 該当なし(上階) ☐ 該当なし(下階)	上階 最高 ☐ 30dB以上 ☐ 25dB以上 ☐ 20dB以上 ☐ 15dB以上 ☐ その他 最低 ☐ 30dB以上 ☐ 25dB以上 ☐ 20dB以上 ☐ 15dB以上 ☐ その他 下階 最高 ☐ 30dB以上 ☐ 25dB以上 ☐ 20dB以上 ☐ 15dB以上 ☐ その他 最低 ☐ 30dB以上 ☐ 25dB以上 ☐ 20dB以上 ☐ 15dB以上 ☐ その他			
☐ 8-3 透過損失等級 (界壁)	居室の界壁に係る構造に関する空気伝搬音の遮断の程度			
	4	特に優れた空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本産業規格のR _r -55等級相当以上)が確 保されている程度		
	3	優れた空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本産業規格のR _r -50等級相当以上)が確保 されている程度		
	2	基本的な空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本産業規格のR _r -45等級相当以上)が確保 されている程度		
☐ 該当なし	1	建築基準法に定める空気伝搬音の遮断の程度が確保されている程度		
☐ 8-4 透過損失等級 (外壁開口部)	居室の外壁に設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝搬音の遮断の程度			
	北	東	南	西
	3	3	3	3
	2	2	2	2
	1	1	1	1
☐ 北 該当なし ☐ 東 該当なし ☐ 南 該当なし ☐ 西 該当なし	その他			

-選択項目(住戸)-

203号室

項 目		結 果		
実施の有無				
9.高齢者等への配慮に関すること	☐ 9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)	住戸内における高齢者等への配慮のため必要な対策の程度		
		5 高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられている		
		4 高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられている		
		3 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている		
		2 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている		
		1 住戸内において、建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている		
	☐ 9-2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)	共同住宅等の主に建物出入口から住戸の玄関までの間における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度		
		5 高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに特に配慮した措置が講じられている		
		4 高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに配慮した措置が講じられている		
		3 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで到達するための基本的な措置が講じられている		
☐ 該当なし	1 建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている			
10.防犯に関すること	☐ 10-1 開口部の侵入防止対策	通常想定される侵入行為による外部からの侵入を防止するための対策		
		評価対象開口部の区分		
		建物出入口の存する階の住戸 [階] *	a 住戸の出入口	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
		☐ 該当なし	b 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの(aに該当するものを除く。)	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
			c a及びbに掲げるもの以外のもの	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
			建物出入口の存する階以外の階の住戸 [階] *	a 住戸の出入口
		☐ 該当なし	b (i) 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、共用廊下又は共用階段から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、共用廊下又は共用階段から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの(aに該当するものを除く。)	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
			b (ii) 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの(a又はb(i)に該当するものを除く。)	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
			c a及びbに掲げるもの以外のもの	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし

* 1つの階ごとに1つ欄を使用し、メゾネット等で1住戸に2以上の階がある場合には、階の数だけ各欄を連結して使用する



(共同住宅等)

設計住宅性能評価書

この評価書は「住宅の品質確保の促進等に関する法律」第5条第1項に基づいています。

下記の住宅に関して、評価方法基準(平成13年8月14日国土交通省告示第1347号(最終改正 令和6年10月25日国土交通省告示 第1236号))に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。

なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。

住 宅 の 名 称 西加平28共同住宅 新築工事 301号室

住 宅 の 所 在 地 東京都足立区西加平2丁目10番18

住宅の基本項目 地上： 3 階建 地下： 0 階建
建築面積： 59.59 m²
延べ面積： 173.67 m²
木造

評価書交付年月日 2024年12月11日

評価書交付番号 106-02-2024-1-2-00776

評価書交付機関 登録住宅性能評価機関(国土交通大臣第41号)

株式会社確認検査機構
代表取締役 廣田



評 価 員 徳永 圭

株式会社確認検査機構トラス

申請者等の概要

【1. 申請者】

【氏名又は名称】 株式会社小野建設 代表取締役 小野太朗
【郵便番号】 180-0004
【住所】 東京都武蔵野市吉祥寺本町3-23-3
【電話番号】 0422-55-6611

【2. 代理者】

【氏名又は名称】 (有)萩原建築設計事務所 萩原 和夫
【郵便番号】 180-0006
【住所】 東京都武蔵野市中町3-4-4-205
【電話番号】 0422-37-9876

【3. 建築主】

【氏名又は名称】 株式会社小野建設 代表取締役 小野太朗
【郵便番号】 180-0004
【住所】 東京都武蔵野市吉祥寺本町3-23-3
【電話番号】 0422-55-6611

【4. 設計者】

【資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録 288385 号
【氏名】 久保達彦
【建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 10616 号
(株)小野建設一級建築士事務所
【郵便番号】 180-0004
【所在地】 東京都武蔵野市吉祥寺本町3-23-3
【電話番号】 0422-55-6611

事 項	内 容
住宅の階数	地上[3 階] 地下[0 階]
住宅の面積	建築面積[59.59 m ²] 延べ面積[173.67 m ²]
住宅の構造	木造

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第一条第八号に基づき住宅の性能に関し日本住宅性能表示基準に従って表示すべき事項ごとの住宅性能評価の実施の有無を下記の通り明示する。

実施	評価事項	実施	評価事項
☒	1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)	☒	5-1 断熱等性能等級
☒	1-2 耐震等級(構造躯体の損傷防止)	☒	5-2 一次エネルギー消費量等級
☒	1-3 その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	☐	6-1 ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)
☐	1-4 耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	☐	6-2 換気対策
☐	1-5 耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	☐	6-3 室内空気中の化学物質の濃度等
☒	1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	☐	7-1 単純開口率
☒	1-7 基礎の構造方法及び形式等	☐	7-2 方位別開口比
☐	2-1 感知警報装置設置等級(自住戸火災時)	☐	8-1 重量床衝撃音対策
☐	2-2 感知警報装置設置等級(他住戸等火災時)	☐	8-2 軽量床衝撃音対策
☐	2-3 避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)	☐	8-3 透過損失等級(界壁)
☐	2-4 脱出対策(火災時)	☐	8-4 透過損失等級(外壁開口部)
☐	2-5 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))	☐	9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)
☐	2-6 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))	☐	9-2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)
☐	2-7 耐火等級(界壁及び界床)	☐	10-1 開口部の侵入防止対策
☒	3-1 劣化対策等級(構造躯体等)	☐	
☒	4-1 維持管理対策等級(専用配管)	☐	
☒	4-2 維持管理対策等級(共用配管)	☐	
☒	4-3 更新対策(共用排水管)	☐	
☐	4-4 更新対策(住戸専用部)	☐	

一必須項目(住棟)一

項 目	結 果	
	実施の有無	
1.構造の安定に関する こと	☒ 1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等 防止)	地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ
	☐ 評価対象外(免震 建築物)	3 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度
	☐ 評価対象外(免震 建築物)	② 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度
	☐ 評価対象外(免震 建築物)	1 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)に対して倒壊、崩壊等しない程度
	☒ 1-3 その他 (地震に対する構造 躯体の倒壊防止及び 損傷防止)	評価対象建築物が免震建築物であるか否か ☐ 免震建築物 ☒ その他
3.劣化の軽減に関する こと	☒ 1-6 地盤又は杭の許容 支持力等及びその設定 方法	地盤又は杭に見込んである常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさと地盤に見込んである抵抗し得る力の設定の根拠となった方法 ☐ 地盤の許容応力度[kN/m ²] ☐ 杭の許容支持力[kN/本] ☐ 杭状改良地盤の許容支持力度[kN/m ²] ☒ 杭状改良地盤の許容支持力[38 kN/本] 地盤調査方法等[スウェーデン式サウンディング試験] 地盤改良方法[ピュアパイル工法]
	☒ 1-7 基礎の構造方法 及び形式等	直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長 ☒ 直接基礎 構造方法[鉄筋コンクリート造] 形式[べた基礎等] ☐ 杭基礎 杭種[] 杭径[cm] 杭長[m]
	☒ 3-1 劣化対策等級 (構造躯体等)	構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改修工事が必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策の程度
	☐ 評価対象外	③ 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で3世代(おおむね75～90年)まで、大規模な改修工事が必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている
	☐ 評価対象外	2 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で2世代(おおむね50～60年)まで、大規模な改修工事が必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている
4.維持管理・更新への 配慮に関する こと	☒ 4-2 維持管理対策等級 (共用配管)	1 建築基準法に定める対策が講じられている
	☐ 評価対象外	共用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度
	☐ 評価対象外	3 清掃、点検及び補修ができる開口が住戸外に設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
	☐ 評価対象外	2 配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている
4.維持管理・更新への 配慮に関する こと	☐ 評価対象外	① その他
	☐ 該当なし	

-必須項目(住棟)-

301号室

項 目		結 果	
実施の有無			
4. 維持管理・更新への配慮に関すること	■ 4-3 更新対策(共用排水管)	共用排水管の更新を容易とするため必要な対策	
		共用排水管の更新を容易とするため必要な対策の程度	
		3	配管が共用部分に配置されており、かつ、更新を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
		2	配管が共用部分に設置されている等、更新を行うために基本的な措置が講じられている
	①	その他	
	□ 該当なし	共用排水立管の位置	共用排水立管が設置されている位置
		□ 共用廊下に面する共用部分	■ 外壁面、吹き抜け等の住戸外周部
		□ バルコニー	□ 住戸専用部 □ その他 ()

-必須項目(住戸)-

項 目		結 果		
実施の有無				
4. 維持管理・更新への配慮に関すること	■ 4-1 維持管理対策等級(専用配管)	専用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度		
		3	掃除口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている	
		2	配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている	
		①	その他	
	□ 該当なし			
5. 温熱環境・エネルギー消費量に関すること	■ 5-1 断熱等性能等級	外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度		
		地域の区分 1 2 3 4 5 ⑥ 7 8]		
		外皮平均熱貫流率 [- W/(㎡・K)]		
		冷房期の平均日射熱取得率 [-]		
		7	熱損失等のより著しい削減のための対策が講じられている	
		6	熱損失等の著しい削減のための対策が講じられている	
		5	熱損失等のより大きな削減のための対策(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準に相当する程度)が講じられている	
		4	熱損失等の大きな削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度)が講じられている	
		3	熱損失等の一定程度の削減のための対策が講じられている	
		2	熱損失の小さな削減のための対策が講じられている	
		①	その他	
		■ 5-2 一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度	
			地域の区分 1 2 3 4 5 ⑥ 7 8]	
			6	一次エネルギー消費量の著しい削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準(その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第14条第1項の規定により求められたものであるものに限る。)に相当する程度)が講じられている 床面積当たりの設計一次エネルギー消費量 [- MJ/(㎡・年)]
			5	一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策が講じられている
4	一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準(その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第5条第1項の規定により求められたものであるものに限る。)に相当する程度)が講じられている			
①	その他			

-選択項目(住棟)-

301号室

項 目		結 果	
実施の有無			
1.構造の安定に関する こと	☒ 1-2 耐震等級 (構造躯体の損傷防止)	地震に対する構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ	
		3	稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)の1.5倍の力に対して損傷を生じない程度
		②	稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)の1.25倍の力に対して損傷を生じない程度
	☐ 評価対象外(免震建築物)	1	稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
		暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ	
		2	極めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるもの)の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度
2.火災時の安全に関する こと	☐ 1-4 耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	1	極めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
	☐ 1-5 耐積雪等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	屋根の積雪に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ	
		2	極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度
		1	極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
	☐ 該当区域以外		
2.火災時の安全に関する こと	☐ 2-5 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部))	延焼のおそれのある部分の開口部に係る火災による火災を遮る時間の長さ	
		3	火災を遮る時間が60分相当以上
		2	火災を遮る時間が20分相当以上
		1	その他
	☐ 該当なし	延焼のおそれのある部分の外壁等(開口部以外)に係る火災による火災を遮る時間の長さ	
		4	火災を遮る時間が60分相当以上
		3	火災を遮る時間が45分相当以上
		2	火災を遮る時間が20分相当以上
	☐ 該当なし		

-選択項目(住戸)-

項 目		結 果	
実施の有無			
2.火災時の安全に関する こと	☐ 2-1 感知警報装置設置 等級 (自住戸火災時)	評価対象住戸において発生した火災の早期の覚知のしやすさ	
		4	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されている
		3	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
		2	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている。
		1	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての居室で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている。
	☐ 2-2 感知警報装置設置 等級 (他住戸等火災時)	評価対象住戸の同一階又は直下の階にある他住戸等において発生した火災の早期の覚知のしやすさ	
		4	他住戸等において発生した火災について、当該他住戸等に火災を自動で感知するための装置が設置され、かつ、評価対象住戸に自動で警報を発するための装置が設置されている
		3	他住戸等において発生した火災について、当該他住戸等に火災を自動で感知するための装置が設置され、かつ、評価対象住戸に手動で警報を発するための装置が設置されている
		2	他住戸等において発生した火災について、評価対象住戸に手動で警報を発するための装置が設置されている
		1	その他
	☐ 該当なし		

301号室

株式会社確認検査機構トラスト: 4

項 目		結 果		
実施の有無				
7.光・視環境 に関するこ と	☐ 7-1 単純開口率	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の床面積に対する割合 単純開口率: []		
	☐ 7-2 方位別開口比	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の各方位毎の比率 北: [] 東: [] 南: [] 西: [] 真上: []		
8.音環境に 関すること	☐ 8-1 重量床衝撃音対策 重量床衝撃音 対策等級	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)を遮断する対策		
		居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)を遮断するため 必要な対策の程度		
		上階	下階	
		最高	最低	
		5	5	
		4	4	
		3	3	
		2	2	
		1	1	
		特に優れた重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格 のL _{ir,H} -50等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている		
		優れた重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格の L _{ir,H} -55等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている		
		基本的な重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格の L _{ir,H} -60等級相当以上)を確保するため必要な 対策が講じられている		
やや低い重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格の L _{ir,H} -65等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている				
☐ 該当なし(上階) ☐ 該当なし(下階)		1 1 1 1 その他		
相当スラブ厚 (重量床衝撃音)		居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)の遮断の程度を コンクリート単板スラブの厚さに換算した場合のその厚さ		
上階		最高 ☐ 27cm以上 ☐ 20cm以上 ☐ 15cm以上 ☐ 11cm以上 ☐ その他 最低 ☐ 27cm以上 ☐ 20cm以上 ☐ 15cm以上 ☐ 11cm以上 ☐ その他		
下階		最高 ☐ 27cm以上 ☐ 20cm以上 ☐ 15cm以上 ☐ 11cm以上 ☐ その他 最低 ☐ 27cm以上 ☐ 20cm以上 ☐ 15cm以上 ☐ 11cm以上 ☐ その他		
☐ 該当なし(上階) ☐ 該当なし(下階)				
☐ 8-2 軽量床衝撃音対策 軽量床衝撃音 対策等級	居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)を遮断する対策			
	居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)を遮断するため必要な対策 の程度			
	上階	下階		
	最高	最低		
	5	5		
	4	4		
	3	3		
	2	2		
	1	1		
	特に優れた軽量衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格の L _{ir,L} -45等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている			
	優れた軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格の L _{ir,L} -50等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている			
	基本的な軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格の L _{ir,L} -55等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている			
やや低い軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格の L _{ir,L} -60等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている				
☐ 該当なし(上階) ☐ 該当なし(下階)		1 1 1 1 その他		
軽量床衝撃音 レベル低減量 (床仕上げ構造)		居室に係る上下階との界床の仕上げ構造に関する軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)の低減 の程度		
上階		最高 ☐ 30dB以上 ☐ 25dB以上 ☐ 20dB以上 ☐ 15dB以上 ☐ その他 最低 ☐ 30dB以上 ☐ 25dB以上 ☐ 20dB以上 ☐ 15dB以上 ☐ その他		
下階		最高 ☐ 30dB以上 ☐ 25dB以上 ☐ 20dB以上 ☐ 15dB以上 ☐ その他 最低 ☐ 30dB以上 ☐ 25dB以上 ☐ 20dB以上 ☐ 15dB以上 ☐ その他		
☐ 該当なし(上階) ☐ 該当なし(下階)				
☐ 8-3 透過損失等級 (界壁)	居室の界壁に係る構造に関する空気伝搬音の遮断の程度			
	4	特に優れた空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本産業規格のR _r -55等級相当以上)が確 保されている程度		
	3	優れた空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本産業規格のR _r -50等級相当以上)が確保さ れている程度		
	2	基本的な空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本産業規格のR _r -45等級相当以上)が確保 されている程度		
	1	建築基準法に定める空気伝搬音の遮断の程度が確保されている程度		
☐ 該当なし				
☐ 8-4 透過損失等級 (外壁開口部)	居室の外壁に設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝搬音の遮断の程度			
	北	東	南	西
	3	3	3	3
	2	2	2	2
	1	1	1	1
	特に優れた空気伝搬音の遮断性能(日本産業規格のR _m (1/3)-25等級相当以上)が 確保されている程度			
優れた空気伝搬音の遮断性能(日本産業規格のR _m (1/3)-20等級相当以上)が確 保されている程度				
☐ 北 該当なし ☐ 東 該当なし ☐ 南 該当なし ☐ 西 該当なし				

-選択項目(住戸)-

301号室

項 目		結 果		
9.高齢者等への配慮に関すること	☐ 9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)	住戸内における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度		
		5 高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられている		
		4 高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられている		
		3 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている		
		2 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている		
		1 住戸内において、建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている		
	☐ 9-2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)	共同住宅等の主に建物出入口から住戸の玄関までの間における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度		
		5 高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに特に配慮した措置が講じられている		
		4 高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに配慮した措置が講じられている		
		3 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで到達するための基本的な措置が講じられている		
☐ 該当なし		2 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている		
☐ 該当なし		1 建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている		
10.防犯に関すること	☐ 10-1 開口部の侵入防止対策	通常想定される侵入行為による外部からの侵入を防止するための対策		
		評価対象開口部の区分	外部からの侵入を防止するための対策	
		建物出入口の存する階の住戸 [階] *	a 住戸の出入口	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
			b 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの(aに該当するものを除く。)	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
			c a及びbに掲げるもの以外のもの	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
		建物出入口の存する階以外の階の住戸 [階] *	a 住戸の出入口	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
			b (i) 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、共用廊下又は共用階段から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、共用廊下又は共用階段から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの(aに該当するものを除く。)	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
			b (ii) 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの(a又はb(i)に該当するものを除く。)	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
			c a及びbに掲げるもの以外のもの	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
		☐ 該当なし		

* 1つの階ごとに1つ欄を使用し、メゾネット等で1住戸に2以上の階がある場合には、階の数だけ各欄を連結して使用する



(共同住宅等)

設計住宅性能評価書

この評価書は「住宅の品質確保の促進等に関する法律」第5条第1項に基づいています。

下記の住宅に関して、評価方法基準(平成13年8月14日国土交通省告示第1347号(最終改正 令和6年10月25日国土交通省告示 第1236号))に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。

なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。

住 宅 の 名 称 西加平28共同住宅 新築工事 302号室

住 宅 の 所 在 地 東京都足立区西加平2丁目10番18

住宅の基本項目 地上： 3 階建 地下： 0 階建
建築面積： 59.59 m²
延べ面積： 173.67 m²
木造

評価書交付年月日 2024年12月11日

評価書交付番号 1 0 6 - 0 2 - 2 0 2 4 - 1 - 2 - 0 0 7 7 7

評価書交付機関 登録住宅性能評価機関(国土交通大臣第41号)

株式会社確認検査機構 トラスト

代表取締役 廣田



評 価 員 徳 永 圭

株式会社確認検査機構トラスト

申請者等の概要

【1. 申請者】

【氏名又は名称】 株式会社小野建設 代表取締役 小野太朗
【郵便番号】 180-0004
【住所】 東京都武蔵野市吉祥寺本町3-23-3
【電話番号】 0422-55-6611

【2. 代理者】

【氏名又は名称】 (有)萩原建築設計事務所 萩原 和夫
【郵便番号】 180-0006
【住所】 東京都武蔵野市中町3-4-4-205
【電話番号】 0422-37-9876

【3. 建築主】

【氏名又は名称】 株式会社小野建設 代表取締役 小野太朗
【郵便番号】 180-0004
【住所】 東京都武蔵野市吉祥寺本町3-23-3
【電話番号】 0422-55-6611

【4. 設計者】

【資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録 288385 号
【氏名】 久保達彦
【建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 10616 号
(株)小野建設一級建築士事務所
【郵便番号】 180-0004
【所在地】 東京都武蔵野市吉祥寺本町3-23-3
【電話番号】 0422-55-6611

事 項	内 容
住宅の階数	地上[3 階] 地下[0 階]
住宅の面積	建築面積[59.59 m ²] 延べ面積[173.67 m ²]
住宅の構造	木造

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第一条第八号に基づき住宅の性能に関し日本住宅性能表示基準に従って表示すべき事項ごとの住宅性能評価の実施の有無を下記の通り明示する。

実施	評価事項	実施	評価事項
☒	1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)	☒	5-1 断熱等性能等級
☒	1-2 耐震等級(構造躯体の損傷防止)	☒	5-2 一次エネルギー消費量等級
☒	1-3 その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	☐	6-1 ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)
☐	1-4 耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	☐	6-2 換気対策
☐	1-5 耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	☐	6-3 室内空気中の化学物質の濃度等
☒	1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	☐	7-1 単純開口率
☒	1-7 基礎の構造方法及び形式等	☐	7-2 方位別開口比
☐	2-1 感知警報装置設置等級(自住戸火災時)	☐	8-1 重量床衝撃音対策
☐	2-2 感知警報装置設置等級(他住戸等火災時)	☐	8-2 軽量床衝撃音対策
☐	2-3 避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)	☐	8-3 透過損失等級(界壁)
☐	2-4 脱出対策(火災時)	☐	8-4 透過損失等級(外壁開口部)
☐	2-5 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))	☐	9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)
☐	2-6 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))	☐	9-2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)
☐	2-7 耐火等級(界壁及び界床)	☐	10-1 開口部の侵入防止対策
☒	3-1 劣化対策等級(構造躯体等)	☐	
☒	4-1 維持管理対策等級(専用配管)	☐	
☒	4-2 維持管理対策等級(共用配管)	☐	
☒	4-3 更新対策(共用排水管)	☐	
☐	4-4 更新対策(住戸専用部)	☐	

-必須項目(住棟)-

項 目		結 果
実施の有無		
1.構造の安定に関する こと	☒ 1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等 防止)	地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ 3 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度 ② 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度 1 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)に対して倒壊、崩壊等しない程度
	☐ 評価対象外(免震建築物)	
	☒ 1-3 その他 (地震に対する構造 躯体の倒壊防止及び 損傷防止)	評価対象建築物が免震建築物であるか否か ☐ 免震建築物 ☒ その他
	☒ 1-6 地盤又は杭の許容 支持力等及びその設定 方法	地盤又は杭に見込んである常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んである抵抗し得る力の設定の根拠となった方法 ☐ 地盤の許容応力度[kN/m ²] ☐ 杭の許容支持力[kN/本] ☐ 杭状改良地盤の許容支持力[kN/m ²] ☒ 杭状改良地盤の許容支持力[38 kN/本] 地盤調査方法等[スウェーデン式サウンディング試験] 地盤改良方法[ビュアパイル工法]
	☒ 1-7 基礎の構造方法 及び形式等	直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長 ☒ 直接基礎 構造方法[鉄筋コンクリート造] 形式[べた基礎等] ☐ 杭基礎 杭種[] 杭径[cm] 杭長[m]
3.劣化の軽減に関する こと	☒ 3-1 劣化対策等級 (構造躯体等)	構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策の程度 ③ 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で3世代(おおむね75～90年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている 2 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で2世代(おおむね50～60年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている 1 建築基準法に定める対策が講じられている
4.維持管理・更新への 配慮に関する こと	☒ 4-2 維持管理対策等級 (共用配管)	共用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度 3 清掃、点検及び補修ができる開口が住戸外に設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている 2 配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている ① その他
		☐ 該当なし

-必須項目(住棟)-

302号室

項 目		結 果	
実施の有無			
4. 維持管理・更新への配慮に関すること	■ 4-3 更新対策 (共用排水管)	共用排水管の更新を容易とするため必要な対策	
	更新対策等級 (共用排水管)	共用排水管の更新を容易とするため必要な対策の程度	
		3	配管が共用部分に配置されており、かつ、更新を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
		2	配管が共用部分に設置されている等、更新を行うために基本的な措置が講じられている
	①	その他	
□ 該当なし	共用排水立管の位置	共用排水立管が設置されている位置	
		☐ 共用廊下に面する共用部分 ☒ 外壁面、吹き抜け等の住戸外周部 ☐ バルコニー ☐ 住戸専用部 ☐ その他 ()	

-必須項目(住戸)-

項 目		結 果		
実施の有無				
4. 維持管理・更新への配慮に関すること	■ 4-1 維持管理対策等級 (専用配管)	専用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度		
		3	掃除口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている	
		2	配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている	
		①	その他	
	□ 該当なし			
5. 温熱環境・エネルギー消費量に関すること	■ 5-1 断熱等性能等級	外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度		
		地域の区分 1 2 3 4 5 ⑥ 7 8]		
		外皮平均熱貫流率 [- W/(m ² ・K)]		
		冷房期の平均日射熱取得率 [-]		
		7	熱損失等のより著しい削減のための対策が講じられている	
		6	熱損失等の著しい削減のための対策が講じられている	
		5	熱損失等のより大きな削減のための対策(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準に相当する程度)が講じられている	
		4	熱損失等の大きな削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度)が講じられている	
		3	熱損失等の一定程度の削減のための対策が講じられている	
		2	熱損失の小さな削減のための対策が講じられている	
		①	その他	
		■ 5-2 一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度	
			地域の区分 1 2 3 4 5 ⑥ 7 8]	
			6	一次エネルギー消費量の著しい削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準(その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第14条第1項の規定により求められたものであるものに限る。)に相当する程度)が講じられている 床面積当たりの設計一次エネルギー消費量 [- MJ/(m ² ・年)]
			5	一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策が講じられている
4	一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準(その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第5条第1項の規定により求められたものであるものに限る。)に相当する程度)が講じられている			
①	その他			

-選択項目(住棟)-

302号室

項 目		結 果
実施の有無		
1.構造の安定に関する こと	☒ 1-2 耐震等級 (構造躯体の損傷防止)	地震に対する構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
		3 稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)の1.5倍の力に対して損傷を生じない程度
		② 稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)の1.25倍の力に対して損傷を生じない程度
	☐ 評価対象外(免震建築物)	1 稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
	☐ 1-4 耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
		2 極めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるもの)の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度
		1 極めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
	☐ 1-5 耐積雪等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	屋根の積雪に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
		2 極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度
		1 極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
2.火災時の安全に関する こと	☐ 2-5 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部))	延焼のおそれのある部分の開口部に係る火災による火災を遮る時間の長さ
		3 火災を遮る時間が60分相当以上
		2 火災を遮る時間が20分相当以上
	☐ 該当なし	1 その他
	☐ 2-6 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部以外))	延焼のおそれのある部分の外壁等(開口部以外)に係る火災による火災を遮る時間の長さ
		4 火災を遮る時間が60分相当以上
		3 火災を遮る時間が45分相当以上
	☐ 該当なし	2 火災を遮る時間が20分相当以上
		1 その他

-選択項目(住戸)-

項 目		結 果
実施の有無		
2.火災時の安全に関する こと	☐ 2-1 感知警報装置設置 等級 (自住戸火災時)	評価対象住戸において発生した火災の早期の覚知のしやすさ
		4 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されている
		3 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
		2 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている。
		1 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての居室で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている。
	☐ 2-2 感知警報装置設置 等級 (他住戸等火災時)	評価対象住戸の同一階又は直下の階にある他住戸等において発生した火災の早期の覚知のしやすさ
		4 他住戸等において発生した火災について、当該他住戸等に火災を自動で感知するための装置が設置され、かつ、評価対象住戸に自動で警報を発するための装置が設置されている
		3 他住戸等において発生した火災について、当該他住戸等に火災を自動で感知するための装置が設置され、かつ、評価対象住戸に手動で警報を発するための装置が設置されている
		2 他住戸等において発生した火災について、評価対象住戸に手動で警報を発するのための装置が設置されている
		1 その他
	☐ 該当なし	

302号室

株式会社確認検査機構トラスト 4

項 目		結 果	
実施の有無			
7.光・視環境 に関するこ と	☐ 7-1 単純開口率	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の床面積に対する割合 単純開口率:[]	
	☐ 7-2 方位別開口比	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の各方位毎の比率 北:[] 東:[] 南:[] 西:[] 真上:[]	
8.音環境に 関すること	☐ 8-1 重量床衝撃音対策	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)を遮断する対策	
	重量床衝撃音 対策等級	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)を遮断するため 必要な対策の程度	
		上階	下階
		最高	最低
		5	5
		4	4
		3	3
		2	2
	☐ 該当なし(上階)	1	1
	☐ 該当なし(下階)	1	1
	相当スラブ厚 (重量床衝撃音)	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)の遮断の程度を コンクリート単板スラブの厚さに換算した場合のその厚さ	
		上階	最高
		最低	最低
	☐ 該当なし(上階)	1	1
☐ 該当なし(下階)	1	1	
☐ 8-2 軽量床衝撃音対策	居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)を遮断する対策		
軽量床衝撃音 対策等級	居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)を遮断するため必要な対策 の程度		
	上階	下階	
	最高	最低	
	5	5	
	4	4	
	3	3	
	2	2	
☐ 該当なし(上階)	1	1	
☐ 該当なし(下階)	1	1	
軽量床衝撃音 レベル低減 (床仕上げ構造)	居室に係る上下階との界床の仕上げ構造に関する軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)の低減 の程度		
	上階	最高	
	最低	最低	
☐ 該当なし(上階)	1	1	
☐ 該当なし(下階)	1	1	
☐ 8-3 透過損失等級 (界壁)	居室の界壁に係る構造に関する空気伝搬音の遮断の程度		
	4	特に優れた空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本産業規格のR _r -55等級相当以上)が確 保されている程度	
	3	優れた空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本産業規格のR _r -50等級相当以上)が確保さ れている程度	
	2	基本的な空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本産業規格のR _r -45等級相当以上)が確保 されている程度	
☐ 該当なし	1	建築基準法に定める空気伝搬音の遮断の程度が確保されている程度	
☐ 8-4 透過損失等級 (外壁開口部)	居室の外壁に設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝搬音の遮断の程度		
	北	東	
	南	西	
	3	3	
	2	2	
☐ 北 該当なし	1	1	
☐ 東 該当なし	1	1	
☐ 南 該当なし	1	1	
☐ 西 該当なし	1	1	

-選択項目(住戸)-

302号室

項 目		結 果		
9.高齢者等への配慮に関すること	☐ 9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)	住戸内における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度		
		5 高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられている		
		4 高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられている		
		3 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている		
		2 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている		
		1 住戸内において、建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている		
	☐ 9-2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)	共同住宅等の主に建物出入口から住戸の玄関までの間における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度		
		5 高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに特に配慮した措置が講じられている		
		4 高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに配慮した措置が講じられている		
		3 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで到達するための基本的な措置が講じられている		
☐ 該当なし		2 高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている		
☐ 該当なし		1 建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている		
10.防犯に関すること	☐ 10-1 開口部の侵入防止対策	通常想定される侵入行為による外部からの侵入を防止するための対策		
		評価対象開口部の区分	外部からの侵入を防止するための対策	
		建物出入口の存する階の住戸 [階] *	a 住戸の出入口	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
			b 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの(aに該当するものを除く。)	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
			c a及びbに掲げるもの以外のもの	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
		建物出入口の存する階以外の階の住戸 [階] *	a 住戸の出入口	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
			b (i) 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、共用廊下又は共用階段から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、共用廊下又は共用階段から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの(aに該当するものを除く。)	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
			b (ii) 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの(a又はb(i)に該当するものを除く。)	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
			c a及びbに掲げるもの以外のもの	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
		☐ 該当なし		

* 1つの階ごとに1つ欄を使用し、メゾネット等で1住戸に2以上の階がある場合には、階の数だけ各欄を連結して使用する



(共同住宅等)

設計住宅性能評価書

この評価書は「住宅の品質確保の促進等に関する法律」第5条第1項に基づいています。

下記の住宅に関して、評価方法基準(平成13年8月14日国土交通省告示第1347号(最終改正 令和6年10月25日国土交通省告示 第1236号))に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。

なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。

住 宅 の 名 称 西加平28共同住宅 新築工事 303号室

住 宅 の 所 在 地 東京都足立区西加平2丁目10番18

住宅の基本項目 地上： 3 階建 地下： 0 階建
建築面積： 59.59 m²
延べ面積： 173.67 m²
木造

評価書交付年月日 2024年12月11日

評価書交付番号 106-02-2024-1-2-00778

評価書交付機関 登録住宅性能評価機関(国土交通大臣第41号)
株式会社確認検査機構
代表取締役 廣田 宜史



評 価 員 徳永 圭

株式会社確認検査機構トラスト

申請者等の概要

【1. 申請者】

【氏名又は名称】 株式会社小野建設 代表取締役 小野太朗
【郵便番号】 180-0004
【住所】 東京都武蔵野市吉祥寺本町3-23-3
【電話番号】 0422-55-6611

【2. 代理者】

【氏名又は名称】 (有)萩原建築設計事務所 萩原 和夫
【郵便番号】 180-0006
【住所】 東京都武蔵野市中町3-4-4-205
【電話番号】 0422-37-9876

【3. 建築主】

【氏名又は名称】 株式会社小野建設 代表取締役 小野太朗
【郵便番号】 180-0004
【住所】 東京都武蔵野市吉祥寺本町3-23-3
【電話番号】 0422-55-6611

【4. 設計者】

【資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録 288385 号
【氏名】 久保達彦
【建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 10616 号
(株)小野建設一級建築士事務所
【郵便番号】 180-0004
【所在地】 東京都武蔵野市吉祥寺本町3-23-3
【電話番号】 0422-55-6611

事 項	内 容
住宅の階数	地上[3 階] 地下[0 階]
住宅の面積	建築面積[59.59 m ²] 延べ面積[173.67 m ²]
住宅の構造	木造

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第一条第八号に基づき住宅の性能に関し日本住宅性能表示基準に従って表示すべき事項ごとの住宅性能評価の実施の有無を下記の通り明示する。

実施	評価事項	実施	評価事項
☒	1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)	☒	5-1 断熱等性能等級
☒	1-2 耐震等級(構造躯体の損傷防止)	☒	5-2 一次エネルギー消費量等級
☒	1-3 その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	☐	6-1 ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)
☐	1-4 耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	☐	6-2 換気対策
☐	1-5 耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	☐	6-3 室内空気中の化学物質の濃度等
☒	1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	☐	7-1 単純開口率
☒	1-7 基礎の構造方法及び形式等	☐	7-2 方位別開口比
☐	2-1 感知警報装置設置等級(自住戸火災時)	☐	8-1 重量床衝撃音対策
☐	2-2 感知警報装置設置等級(他住戸等火災時)	☐	8-2 軽量床衝撃音対策
☐	2-3 避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)	☐	8-3 透過損失等級(界壁)
☐	2-4 脱出対策(火災時)	☐	8-4 透過損失等級(外壁開口部)
☐	2-5 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))	☐	9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)
☐	2-6 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))	☐	9-2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)
☐	2-7 耐火等級(界壁及び界床)	☐	10-1 開口部の侵入防止対策
☒	3-1 劣化対策等級(構造躯体等)	☐	
☒	4-1 維持管理対策等級(専用配管)	☐	
☒	4-2 維持管理対策等級(共用配管)	☐	
☒	4-3 更新対策(共用排水管)	☐	
☐	4-4 更新対策(住戸専用部)	☐	

一必須項目(住棟)一

項 目	結 果
1. 構造の安定に関する こと	実施の有無 ☒ 1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等 防止) ③ 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度 ② 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度 ① 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)に対して倒壊、崩壊等しない程度 ☐ 評価対象外(免震建築物) ☒ 1-3 その他 (地震に対する構造 躯体の倒壊防止及び 損傷防止) 評価対象建築物が免震建築物であるか否か ☐ 免震建築物 ☒ その他 ☒ 1-6 地盤又は杭の許容 支持力等及びその設定 方法 地盤又は杭に見込んでいる常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んでいる抵抗し得る力の設定の根拠となった方法 ☐ 地盤の許容応力度[kN/m²] ☐ 杭の許容支持力[kN/本] ☐ 杭状改良地盤の許容支持力[kN/m²] ☒ 杭状改良地盤の許容支持力[38 kN/本] 地盤調査方法等[スウェーデン式サウンディング試験] 地盤改良方法[ビュアパイル工法] ☒ 1-7 基礎の構造方法 及び形式等 直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長 ☒ 直接基礎 構造方法[鉄筋コンクリート造] 形式[べた基礎等] ☐ 杭基礎 杭種[] 杭径[cm] 杭長[m]
3. 劣化の軽減に関する こと	☒ 3-1 劣化対策等級 (構造躯体等) ③ 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で3世代(おおむね75～90年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている ② 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で2世代(おおむね50～60年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている ① 建築基準法に定める対策が講じられている
4. 維持管理・更新への 配慮に関する こと	☒ 4-2 維持管理対策等級 (共用配管) 共用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度 ③ 清掃、点検及び補修ができる開口が住戸外に設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている ② 配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている ① その他 ☐ 該当なし

-必須項目(住棟)-

303号室

項 目		結 果
実施の有無		
4. 維持管理・更新への配慮に関すること	■ 4-3 更新対策 (共用排水管)	共用排水管の更新を容易とするため必要な対策
		共用排水管の更新を容易とするため必要な対策の程度
		3 配管が共用部分に配置されており、かつ、更新を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
		2 配管が共用部分に設置されている等、更新を行うために基本的な措置が講じられている
	① その他	
□ 該当なし	共用排水立管の位置	共用排水立管が設置されている位置 ☐ 共用廊下に面する共用部分 ☒ 外壁面、吹き抜け等の住戸外周部 ☐ バルコニー ☐ 住戸専用部 ☐ その他 ()

-必須項目(住戸)-

項 目		結 果	
実施の有無			
4. 維持管理・更新への配慮に関すること	■ 4-1 維持管理対策等級 (専用配管)	専用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度	
		3 掃除口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている	
		2 配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている	
		① その他	
5. 温熱環境・エネルギー消費量に関すること	■ 5-1 断熱等性能等級	外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度	
		地域の区分 1 2 3 4 5 ⑥ 7 8]	
		外皮平均熱貫流率 [- W/(m ² ・K)]	
		冷房期の平均日射熱取得率 [-]	
		7 熱損失等のより著しい削減のための対策が講じられている	
		6 熱損失等の著しい削減のための対策が講じられている	
		5 熱損失等のより大きな削減のための対策(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。))に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準に相当する程度)が講じられている	
		4 熱損失等の大きな削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度)が講じられている	
		3 熱損失等の一定程度の削減のための対策が講じられている	
		2 熱損失の小さな削減のための対策が講じられている	
		① その他	
		■ 5-2 一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度
			地域の区分 1 2 3 4 5 ⑥ 7 8]
			6 一次エネルギー消費量の著しい削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準(その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第14条第1項の規定により求められたものであるものに限る。))に相当する程度)が講じられている 床面積当たりの設計一次エネルギー消費量 [- MJ/(m ² ・年)]
			5 一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策が講じられている
			4 一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準(その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第5条第1項の規定により求められたものであるものに限る。))に相当する程度)が講じられている
			① その他

-選択項目(住棟)-

303号室

項 目		結 果
実施の有無		
1.構造の安定に関する こと	☒ 1-2 耐震等級 (構造躯体の損傷防止)	地震に対する構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
		③ 稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)の1.5倍の力に対して損傷を生じない程度
		② 稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)の1.25倍の力に対して損傷を生じない程度
	☐ 評価対象外(免震建築物)	1 稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
		暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
		2 極めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるもの)の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度
	☐ 1-4 耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	1 極めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
		屋根の積雪に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
		2 極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度
	☐ 1-5 耐積雪等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	1 極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
2.火災時の安全に関する こと	☐ 2-5 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部))	延焼のおそれのある部分の開口部に係る火災による火災を遮る時間の長さ
		③ 火災を遮る時間が60分相当以上
		② 火災を遮る時間が20分相当以上
	☐ 該当なし	1 その他
	☐ 2-6 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部以外))	延焼のおそれのある部分の外壁等(開口部以外)に係る火災による火災を遮る時間の長さ
		4 火災を遮る時間が60分相当以上
		③ 火災を遮る時間が45分相当以上
	☐ 該当なし	② 火災を遮る時間が20分相当以上
		1 その他

-選択項目(住戸)-

項 目		結 果
実施の有無		
2.火災時の安全に関する こと	☐ 2-1 感知警報装置設置 等級 (自住戸火災時)	評価対象住戸において発生した火災の早期の覚知のしやすさ
		4 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されている
		3 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
		2 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている。
		1 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての居室で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている。
	☐ 2-2 感知警報装置設置 等級 (他住戸等火災時)	評価対象住戸の同一階又は直下の階にある他住戸等において発生した火災の早期の覚知のしやすさ
		4 他住戸等において発生した火災について、当該他住戸等に火災を自動で感知するための装置が設置され、かつ、評価対象住戸に自動で警報を発するための装置が設置されている
		3 他住戸等において発生した火災について、当該他住戸等に火災を自動で感知するための装置が設置され、かつ、評価対象住戸に手動で警報を発するための装置が設置されている
		2 他住戸等において発生した火災について、評価対象住戸に手動で警報を発するための装置が設置されている
		1 その他

株式会社確認検査機構トラスト: 4

項 目		実 施 の 有 無		結 果				
7.光・視環境 に関する こと	☐ 7-1 単純開口率	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の床面積に対する割合 単純開口率: []						
	☐ 7-2 方位別開口比	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の各方位毎の比率 北: [] 東: [] 南: [] 西: [] 真上: []						
8.音環境に 関すること	☐ 8-1 重量床衝撃音対策	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)を遮断する対策						
	重量床衝撃音 対策等級	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)を遮断するため 必要な対策の程度						
		上階		下階				
		最高	最低	最高	最低			
		5	5	5	5			
		特に優れた重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格 のLi _r H-50等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている						
	4	4	4	4	優れた重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格の Li _r H-55等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている			
	3	3	3	3	基本的な重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格の Li _r H-60等級相当以上)を確保するため必要な 対策が講じられている			
	2	2	2	2	やや低い重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格の Li _r H-65等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている			
	☐ 該当なし(上階)		1		1	1	1	その他
	☐ 該当なし(下階)							
	相当スラブ厚 (重量床衝撃音)	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)の遮断の程度を コンクリート単板スラブの厚さに換算した場合のその厚さ						
	☐ 該当なし(上階) ☐ 該当なし(下階)	上階	最高	☐ 27cm以上	☐ 20cm以上	☐ 15cm以上	☐ 11cm以上	☐ その他
		下階	最高	☐ 27cm以上	☐ 20cm以上	☐ 15cm以上	☐ 11cm以上	☐ その他
☐ 8-2 軽量床衝撃音対策	居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)を遮断する対策							
軽量床衝撃音 対策等級	居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)を遮断するため必要な対策 の程度							
	上階		下階					
	最高	最低	最高	最低				
	5	5	5	5				
	特に優れた軽量衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格の Li _r L-45等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている							
4	4	4	4	優れた軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格の Li _r L-50等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている				
3	3	3	3	基本的な軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格の Li _r L-55等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている				
2	2	2	2	やや低い軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格の Li _r L-60等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている				
☐ 該当なし(上階)		1		1	1	1	その他	
☐ 該当なし(下階)								
軽量床衝撃音 レベル低減量 (床仕上り構造)	居室に係る上下階との界床の仕上り構造に関する軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)の低減 の程度							
	上階	最高	☐ 30dB以上	☐ 25dB以上	☐ 20dB以上	☐ 15dB以上	☐ その他	
		最低	☐ 30dB以上	☐ 25dB以上	☐ 20dB以上	☐ 15dB以上	☐ その他	
	下階	最高	☐ 30dB以上	☐ 25dB以上	☐ 20dB以上	☐ 15dB以上	☐ その他	
		最低	☐ 30dB以上	☐ 25dB以上	☐ 20dB以上	☐ 15dB以上	☐ その他	
☐ 該当なし(上階)								
☐ 該当なし(下階)								
☐ 8-3 透過損失等級 (界壁)	居室の界壁に係る構造に関する空気伝搬音の遮断の程度							
☐ 該当なし	4	特に優れた空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本産業規格のR _r -55等級相当以上)が確 保されている程度						
	3	優れた空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本産業規格のR _r -50等級相当以上)が確保さ れている程度						
	2	基本的な空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本産業規格のR _r -45等級相当以上)が確保 されている程度						
	1	建築基準法に定める空気伝搬音の遮断の程度が確保されている程度						
☐ 8-4 透過損失等級 (外壁開口部)	居室の外壁に設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝搬音の遮断の程度							
☐ 北 該当なし ☐ 東 該当なし ☐ 南 該当なし ☐ 西 該当なし	北	東	南	西				
	3	3	3	3				
	特に優れた空気伝搬音の遮断性能(日本産業規格のR _m (1/3)-25等級相当以上)が確 保されている程度							
	2	2	2	2				
	優れた空気伝搬音の遮断性能(日本産業規格のR _m (1/3)-20等級相当以上)が確 保されている程度							
1	1	1	1	その他				

項 目		結 果		
実施の有無				
9.高齢者等への配慮に関すること	☐ 9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)	住戸内における高齢者等への配慮のため必要な対策の程度		
		5	高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられている	
		4	高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられている	
		3	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている	
		2	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている	
	☐ 9-2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)	共同住宅等の主に建物出入口から住戸の玄関までの間における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度		
		5	高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに特に配慮した措置が講じられている	
		4	高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに配慮した措置が講じられている	
		3	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで到達するための基本的な措置が講じられている	
		2	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている	
☐ 該当なし	1 建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている			
10.防犯に関すること	☐ 10-1 開口部の侵入防止対策	通常想定される侵入行為による外部からの侵入を防止するための対策		
		評価対象開口部の区分		
		建物出入口の 存する 階の住戸 [階] *	a 住戸の出入口	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
			b 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの(aに該当するものを除く。)	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
			c a及びbに掲げるもの以外のもの	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
		☐ 該当なし	a 住戸の出入口	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
			b (i) 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、共用廊下又は共用階段から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、共用廊下又は共用階段から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの(aに該当するものを除く。)	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
			b (ii) 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの(a又はb(i)に該当するものを除く。)	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし
		c a及びbに掲げるもの以外のもの	☐ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である ☐ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる ☐ その他 ☐ 該当する開口部なし	

* 1つの階ごとに1つ欄を使用し、メゾネット等で1住戸に2以上の階がある場合には、階の数だけ各欄を連結して使用する